

スポーツクライミング競技規則

第1章 総則

（適用）

第1条 本規則は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が主催、あるいは主管、共催、公認する競技会（以下「公式競技会」という。）に適用する。

（国際競技規則との関係）

第2条 本規則は、原則として国際スポーツクライミング連盟（以下「IFSC」という。）に準拠し、制定する。

（定義）

第3条 本規則で用いる用語の解釈については、他に定めがある場合を除き、次の各号に定める定義に従うものとする。

（1）アイソレーション状態：ラウンドに出場する選手が、以下の限定された情報をもって当該ラウンドのルートまたはボルダーのアテンプトに臨むこと。

- ①当該カテゴリーのアイソレーション・クローズ前に、FOP 外からの観察で収集する情報
- ②指定された区域からの当該ルートまたはボルダーの集団オブザベーション中に獲得する情報
- ③当該ルートまたはボルダーのアテンプト中に選手が獲得する情報

（2）アイソレーション・ゾーン：入場が以下に限定されるウォームアップ・エリアのこと。

- ①当該ラウンドに進出した選手
- ②同行するチーム・オフィシャル

（3）アテンプト・ピリオド：準備時間および最大競技時間で構成される時間のこと。

（4）違反補助手段：以下のいずれかによって、コントロール（保持）またはユーズ（使用）すること。

- ①クライミング面およびストラクチャー上の「T ナット」を埋め込むための穴を手で用いる。
- ②連続した黒色のテープで明示された、使用禁止として限定されたクライミング面の一部分もしくはストラクチャー、ホールドを手や足で用いる。
- ③クライミング面に設置された広告および課題番号等の情報を表示するためのプレート類を手や足で用いる。
- ④クライミング面が途切れている縁を手や足で用いる。
- ⑤クライミング面に固定されたボルトハンガーを手や足で用いる。
- ⑥中間確保支点またはクライミングロープを手や足で用いる。

- (5) ウォームアップ・エリア：大会会場のうち、選手のアテンプトもしくはレースの準備のために指定され、その設備を有する区域のこと。
- (6) FOH (エフ・オー・エイチ/フロント・オブ・ハウス)：大会会場のうち、観客席といった観客やステークホルダーが出入りできる区域のこと。
- (7) FOP (エフ・オー・ピー/フィールド・オブ・プレイ)：大会会場のうち、競技の実施のために割り当てられた区域を言い、以下を含むものとする。
 - ①競技会のあらゆるラウンドで使用するクライミング面、クライミング・ウォールの前方および隣接した区域、判定用公式ビデオ記録の撮影および再生に必要な区域といった競技会の安全や公平な進行のために特に指定された区域
 - ②コール・ゾーンおよびトランジット・ゾーン
- (8) カテゴリー：特定の性別や年齢別グループ、種目に基づいて分けられた選手のグループのこと。
- (9) 欠場 (Did Not Start/DNS)：以下のいずれかに該当する行為を行った者に対して与えられる記録のこと。なお、いかなるラウンドまたはステージにおいても、欠場と記録された選手は、同一の競技会のその後に続くラウンドまたはステージへの参加資格を失う。
 - ①ラウンドがアイソレーション状態で運営されている場合に、選手が当該ラウンドのスターティング・リストに記載された時刻までにアイソレーション・ゾーンへの出頭報告を怠った、あるいはアイソレーション・ゾーンに出頭しなかった。
 - ②ラウンドまたはステージへの呼出を受けた際に、選手がコール・ゾーンへの出頭報告を怠った。
- (10) 競技会オフィシャル：本協会が公式競技会に対して指名する第2章で定められた審判員、ルートセッターの個々人および全体のこと。
- (11) 最大競技時間：ルートもしくはボルダーにおいて、選手のアテンプトの実施が認められる最大時間のこと。
- (12) クライミング面：クライミング・ウォールの使用可能な面のこと。ただし、当初から存在する凹凸や表面加工、途切れのない縁 (カンテ) を含むが、あらゆる人工ホールドやボリウム、その他の一時的に取付けられたストラクチャーは除外する。
- (13) グローブ：クライミング用もしくはそれ以外の用途のために設計され、販売されている手製あるいは機械製の手袋のこと。ただし、選手の手に直接貼付するテープはグローブとみなさない。
- (14) 公式成績：競技会および競技会の各ラウンドの終了後に公表される成績のこと。公式成績には「公式」と記載され、かつ然るべき競技会オフィシャルによって署名されねばならない
- (15) コール・ゾーン：競技会の各ラウンドにおいて、選手が競技を開始する前に出頭しなければならない指定された区域のこと。
- (16) コントロール (保持)：選手がホールドやストラクチャーを用いて安定した体勢を獲得あるいは変更すること。
- (17) 暫定成績：競技会または競技会の各ラウンドの公式成績の公表に先立って発表される成績のこと。
- (18) シーディング：競技会の最初のスターティング・リストにおける競技順を確定するために用いる選手の予選会順位のこと。

- (19) 失格 (Disqualified/DSQ) : 本規則への違反による競技会への参加資格剥奪のこと。
- (20) ジュニア (もしくは U20) : 競技会開催年内に 18 歳または 19 歳になる選手から成る年齢別グループのこと。
- (21) 準備時間 : ルートもしくはボルダーにおいて、選手がアテンプト開始に先立ち最終の準備を行う時間のこと。
- (22) 人工ホールド : クライミング面に木ネジまたはボルトで取付けられた、工業的に製造されたクライミング用ホールド。
- (23) スターティング・グループ : 当該カテゴリーおよびラウンドで、同一のルートまたはボルダーで競技を行う選手のグループのこと。
- (24) スターティング・リスト : 以下が記載された、当該ラウンドまたはラウンドの一部で競技を開始する資格を有するすべての選手が記載されたリストのこと。
- ①カテゴリーおよびラウンド名
 - ②競技順
 - ③各選手の氏名および所属
 - ④アイソレーション・ゾーンまたはウォームアップ・エリアのオープン時刻およびクローズ時刻
 - ⑤オブザベーションまたはデモンストレーション開始時刻
 - ⑥ラウンド開始時刻
- (25) スタート信号 : スピードにおけるクライミング・タイムの計測開始を表す、自動計時システムが発する、他の音とは区別された信号音のこと。
- (26) ストラクチャー : 手または足の、一つまたは複数のホールドとなるクライミング面に取り付けられた中空または中実のオブジェクト (ボリウムおよびマクロ)
- (27) セーフティ・ホールド : 本規則の第 32 条第 2 項で規定されたホールドのこと。
- (28) Z クリップ : クライミングロープが順序とは逆に二つの確保支点に接続されている状態のこと。
- (29) チーム・オフィシャル : 競技会において、監督、チーム・マネージャー、コーチおよびトレーナーの業務範囲で行動する加盟団体または登録団体に指名された個々人のこと。
- (30) 中間確保支点 : 以下のものを組み合わせて構成される支点のこと。
- ①クライミング面の耐荷重構造物に固定されたボルトに接続されたクイックリンク
 - ②横向き荷重となる可能性が最小限になるように処置が施された、選手がクライミング中にロープをクリップするカラビナ
 - ③①と②を接続するための機械縫製による 1 本の適切な長さのスリング。なお、スリングの長さはルートセッターが決定する。
- (31) 適用規格 : 本規則の第 9 条に定める規格のこと。
- (32) テクニカル・インシデント : 選手に不利益または不当な優位性をもたらす、その選手の行為の結果ではない事象のこと。
- (33) トランジット・ゾーン : FOP の中で、選手がそのルートまたはボルダーでの競技に備える (または回復を図る) ために設定された特定のエリアのこと。

- (34) ニーパッド：クライミング中に容易にニーバーを用いる、もしくは摩擦力を高めることを目的とした、合成ゴムもしくは同等の素材で製作された手製あるいは機械製のカバーのこと。
- (35) 反応時間：選手がスターティング・パッドから離れた時と、スタート信号の再生開始時との間の時間差のこと。最低でも 1/100 秒まで計測する。
- (36) BOH (ビー・オー・エイチ/バック・オブ・ハウス)：大会会場のうち、運営本部および備品倉庫といった競技会の運営管理に用いる区域のこと。
- (37) ブロッカー・ホールド：スターティング・ホールドあるいはスターティング・ホールドの使用可能な部位のコントロール（保持）を制限するために取り付けられた人工ホールドまたはストラクチャーのこと。
- (38) 無効成績指標：欠場あるいは失格といった評価対象外の競技結果のこと。
- (39) ユース A (もしくは U18)：競技会開催年内に 16 歳または 17 歳になる選手から成る年齢別グループのこと。
- (40) ユース B (もしくは U16)：競技会開催年内に 14 歳または 15 歳になる選手から成る年齢別グループのこと。
- (41) ユース C (もしくは U14)：競技会開催年内に 12 歳または 13 歳になる選手から成る年齢別グループのこと。
- (42) ユース D (もしくは U12)：競技会開催年内に 10 歳または 11 歳になる選手から成る年齢別グループのこと。
- (43) ユーズ (使用)：選手がホールドまたはストラクチャーを用いて身体の重心または臀部を前進させ、かつ片手または両手を、以下のいずれかに向かって動かすこと。
- ①進行方向に沿った次のハンドホールド
 - ②同一のハンドホールドから他の選手によってコントロール（保持）されたことのある、進行方向上のより遠くに位置するハンドホールド
- (44) ルート図：ルート上の各ハンドホールドの配置とともに、各ハンドホールドに採点に用いる数値を付した図面のこと。
- (45) レジティメイト・ポジション：リード種目において、選手がアテンプト中に以下の状態にあること。
- ①違反補助手段を用いていない。
 - ②予め取付けられた中間確保支点に順番にクリップしている。
 - ③次の中間確保支点にクリップしていない時、選手がチーフ・ルートセッターの設定したセーフティ・ホールドに達していない、またはそのホールドを通過しようとする何らかの登る動作を行っていない。

第2章 競技会オフィシャル

(競技会オフィシャル)

第4条 公式競技会には、次の各号に定める者で構成する競技会オフィシャルを置くものとする。

- (1) テクニカル・デリゲイト
- (2) 審判長
- (3) 主任審判員
- (4) チーフ・ルートセッター
- (5) ルートセッター

2 テクニカル・デリゲイトの任務は、次の通りとする。ただし、テクニカル・デリゲイトが置かれていない、もしくは不測の事態によって不在となる場合、審判長がその任務を遂行する。

- (1) 当該競技会の運営全般の、本規則および関係する諸規定への準拠の確認
- (2) 当該競技会の運営に対する助言および指導
- (3) BOH および FOH におけるあらゆる事項に対する大会主催者への助言および指導
- (4) 不測の事態による競技形式の変更および競技会の中止の判断
- (5) 競技会オフィシャルの統括
- (6) その他、運営に関する必要事項の処理

3 審判長の任務は、次の通りとする。ただし、審判長が不測の事態によって不在となる場合、主任審判員がその任務を遂行する。

- (1) FOP およびウォームアップ・エリアにおけるあらゆる事項に対する最終的な判断
- (2) 主任審判員の統括
- (3) 成績判定における最終的な決定
- (4) 不測の事態による競技会を構成する各ラウンド（スピード競技会の場合は決勝を構成する各ステージを含む）の中断と再開、もしくは途中放棄と再実施の判断
- (5) 不測の事態における準決勝もしくは決勝（スピード競技会の場合は決勝を構成する各ステージを含む）の中止の判断
- (6) 昇級試験を受検する審判員の評価
- (7) その他、競技に関する必要事項の処理

4 主任審判員の任務は、次の通りとする。ただし、主任審判員が不測の事態によって不在となる場合、審判長は当該公式競技会のルート審判員およびボルダー審判員からその任務を遂行する者を選任することができる。

- (1) 審判員および審判員による判定作業の統括
- (2) スターティング・リストおよび成績表の発表
- (3) その他、判定に関する必要事項の処理

5 チーフ・ルートセッターの任務は、次の通りとする。ただし、チーフ・ルートセッターが不測の事態によって不在となる場合、テクニカル・デリゲイトはチーフ・ルートセッターの助言の下、当該公式競技会のルートセッターからその任務を遂行する者を選任することができる。

- (1) ルートセッターの統括
- (2) ルートまたはボルダーのデザインの決定
- (3) ホールドおよび中間確保支点、その他の器具の設置におけるルートセッターへの助言と指導
- (4) ルートまたはボルダーの安全性の確認
- (5) FOP およびウォームアップ・エリア内における技術的問題に関する審判長への助言

- (6) リードにおけるルート図作製の補助
- (7) 判定用公式ビデオカメラの設置場所に関する主任審判員への助言
- (8) その他、ルートセット全般に関する必要事項の処理

6 ルートセッターの任務は、次の通りとする。

- (1) チーフ・ルートセッターの補佐
- (2) ルートまたはボルダーの作製
- (3) その他、ルートセット作業に関する必要事項の処理

第3章 選手およびチーム・オフィシャル

(選手登録)

第5条 公式競技会への参加は、「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会登録選手規程」に基づき、本協会へ登録した選手（以下「登録選手」という。）に限る。

(参加登録)

第6条 公式競技会への参加を希望する登録選手は、各公式競技会の要項等に定める期間内に所定の手続きを行わなければならない。

2 登録選手、「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会加盟団体規程」第2条第1項に定める加盟団体および「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会登録選手規程」第4条の登録団体は、本協会が指定した公式競技会において、各公式競技会の要項に定める手続きを経てチーム・オフィシャルを登録することができる。

第4章 全種目に関する共通規則

(種目の定義)

第7条 公式競技会は、次のいずれか、または複数の種目を含むものとする。

- (1) リード
- (2) ボルダリング
- (3) スピード
- (4) チーム・リード
- (5) チーム・ボルダリング

2 リードは、1本または2本のルートでの獲得高度に基づいて各ラウンドの選手の順位を決定する。

3 ボルダリングは、完登したボルダー数に基づいて各ラウンドの選手の順位を決定する。

4 スピードは、規格で定められたルートの完登に要した時間に基づいて各ラウンドの選手の順位を決定する。

- 5 チーム・リードは、選手 2 名のチーム単位で競技を行い、各選手の獲得高度に基づく順位を乗じた数値に基づいて各ラウンドのチームの順位を決定する。
- 6 チーム・ボルダリングは、選手 2 名のチーム単位で競技を行い、各選手の完登したボルダー数の合計値に基づいて各ラウンドのチームの順位を決定する。

（安全性）

第 8 条 大会主催者は、FOP およびウォームアップ・エリア、BOH、FOH に加え、その他の競技会場の公共部分、競技の進行に関わる全ての活動についてのあらゆる安全の確保について責任を負わなければならない。

- 2 選手は、競技会期間中および競技中に身につける用具と衣服について全面的に責任があるものとする。
- 3 審判長は、FOP およびウォームアップ・エリアの安全性に疑義がある場合、チーフ・ルートセッターとの協議の上、競技会のいかなる段階であれ、その開始や一時中断も含めた決定を行う全面的な権限を有する。また、審判長は、安全確保の妨げになる、安全確保の妨げになることが予想される者に対し、解任あるいは FOP からの退去を命ずることができる。

（用具）

第 9 条 公式競技会で使用するすべてのスポーツクライミング専用用具は、本協会または特例として審判長により指定されたものを除き、次に定める規格を満たすものとする。

用具	規格
自動確保機（スピード）	EN341:2011 Class A
確保器（ロックンギ式）	EN15151-1 (Draft)
確保器（手動式）	EN15151-2 (Draft)
クライミングハーネス	EN12277 (Type C)
クライミングホールド	EN12572-3
クライミングロープ	EN892
クライミング用構築物	EN12572-1、 EN12572-2
カラビナ（スクリュゲート式）	EN12275 (Type H)
カラビナ（セルフロックンギ式）	EN12275 (Type H)
クイックドロー/テープスリノグ	EN566
クイックドロー/連結具（カラビナ）	EN12275 (Type B、 Type D)
クイックドロー/連結具（クイック・リンク）	EN12275 (Type Q)

（競技会専属性医師および医療担当者）

第10条 公式競技会には、選手並びにチーム・オフィシャルが事故又は負傷した場合に速やかに対処するための競技会専属性医師または応急処置が可能な有資格の医療担当者（以下「医療担当者」という。）を配置しなければならない。

- 2 競技会専属医師または医療担当者は、アイソレーション・ゾーンまたはウォームアップ・エリアのオープン時刻から各ラウンドの最後の選手のアテンプトまたはレースが終了するまで会場内に留まるものとする。

(選手の状態の確認)

第11条 審判長は、選手が負傷その他体調不良のため競技続行が困難な状態にあると認めたときは、当該選手に対し以下の検査を実施するよう、競技会専属医師または医療担当者に要請することができる。

- (1) 下肢：連続して5回、それぞれ片足跳びを行う。
- (2) 上肢：連続して5回、両手で腕立て伏せを行う。
- (3) 出血：選手は、血液がホールドに付着することがないように止血していることを確認しなければならない。傷口にテープ等を貼った後、ガーゼ等をあてがって血がにじみ出ることがあってはならない。

- 2 前項に定める検査後、当該選手は競技に適した状態ではないと競技会専属医師または医療担当者が判断した場合は、審判長は当該選手の競技への参加を中止しなければならない。その後、競技に適した状態に回復したという確証があれば、当該選手は再検査を要求することができる。検査の結果、競技会専属医師または医療担当者は選手が競技に適した状態にあると判断すれば、審判長は当該選手の競技を許可しなければならない。

(特別措置の禁止)

第12条 いかなる場合も、選手からの要求によって、ボルダーの上部からの下降路の設置といった特別な措置を用意することがあってはならない。

(FOP およびウォームアップ・エリア)

第13条 FOPおよびウォームアップ・エリアとFOHといった一般に開放されたエリアとの間は、明確に区切られていなければならない。

- 2 選手およびチーム・オフィシャルは、FOP およびアイソレーション・ゾーンでは審判長の許可なく電子通信機器を所持または使用してはならない。

(FOP への立ち入り)

第14条 FOPおよびウォームアップ・エリアへ立ち入ることができる者は、次の通りとする。

- (1) 競技会オフィシャル
- (2) 大会主催者スタッフ
- (3) 当該ラウンドの参加資格を有する選手
- (4) 前号に帯同するチーム・オフィシャル
- (5) 審判長が特別に認めた者。ただし、本号に該当する者は、FOP およびウォームアップ・エリアの守秘性を保ち、不要な混乱や選手に対する妨害を防ぐために、競技会オフィシャルまたは大会主催者スタッフの監視下に置く。

(衣類と用具)

第15条 選手が使用するスポーツクライミング専用用具は、本協会が別途指定した場合を除き、該当する適用規格に準拠したものでなければならない。

2 選手は、競技中にクライミング・シューズを着用し、必要に応じてクライミング・ハーネスを着装しなければならない。

3 選手は、次に定める用具を競技中に使用または着用することができる。

- (1) チョークバッグおよび市販の粉末、液状のクライミング・チョーク
- (2) 伸縮性バンデージおよび伸縮性圧迫包帯（腕・脚用）
- (3) 傷害の予防または処置のためのキネシオロジーテープおよびそれと同等のもの
- (4) クライミング・ヘルメット

4 選手は、本規則で特段の定めがない限り、次に定める用具をアテンプト中に使用、着装または携帯することができない。

- (1) ロジン等の補助剤
- (2) オーディオ機器
- (3) グローブ
- (4) ニーパッド

5 選手は、次に定める個人の所持品をコール・ゾーンおよびトランジット・ゾーンに持ち込むことができるが、FOP に持ち込むことはできない。ただし、審判長は、これらの所持品の使用もしくは持ち込みが他の選手の妨げになる場合、その使用もしくは持ち込みの許可を取り消すことができる。

- (1) バッグおよびリュックサック、その他カバン類
- (2) バッテリー式扇風機およびその類似品

(ナンバーカード)

第16条 選手は、大会主催者が提供するナンバーカードを上衣の背面に貼付しなければならない。なお、大会主催者は選手の下衣の脚の部分に追加のナンバーカードをするよう指示することができる。

(ウォールのメンテナンス)

第17条 チーフ・ルートセッターは、競技会の各ラウンド中に、主任審判員の要請に基づいてウォールの保守と修理を能率的かつ安全に実施できる保守チームを組織しなければならない。保守チームは安全性を最優先に行動しなければならない。

(順位および記録)

第18条 本協会は、次の各号に定める順位および記録を公表する。

- (1) ジャパンツアー・ランキング
- (2) スピード日本記録

第5章 罰則

(権限)

第19条 審判長は、FOPおよびウォームアップ・エリア内における競技会運営に影響を及ぼす全ての活動と決定に、全面的な権限を有する。

2 審判長および主任審判員は、選手あるいはチーム・オフィシャルによる本規則の定めに対する違反および品位を損なう行為に関して、次の各号の権限を有する。

(1) 口頭による非公式の警告

(2) イエローカードの提示による公式の警告

3 イエローカードまたはレッドカードの提示後、審判長は速やかに次の各号に定める手続きを行わなければならない。

(1) 選手あるいはチーム・オフィシャルに、違反行為と処分を記載した通知の写しを交付する。

(2) 本協会に、前号の通知の写しおよび必要に応じて詳細な報告書あるいは証拠となるものを提出する。

4 審判長は、イエローカードまたはレッドカードを提示したときは、前項に定めるほか本協会のガバナンス委員会に処分の検討を求めることができる。

(警告)

第20条 選手またはチーム・オフィシャルによる次の各号に定める行為は、警告処分の対象となり、イエローカードが提示され得る。

(1) スポーツとしてふさわしくない行動

(2) 品位に欠く、あるいは侮辱的な言動

(3) 審判長または主任審判員によるアイソレーション・ゾーンへの移動指示に対する不当な遅滞行為

(4) コール・ゾーンから競技ゾーンへの移動の指示を受けた後の不当な遅滞行為

(5) 主任審判員のスタート指示への不服従

(6) 用具および衣類に関する規則への違反

(7) ナンバーカードの未着用

(8) 表彰式への欠席

(失格)

第21条 審判長は、当該競技会に登録されている選手およびチーム・オフィシャルに対し、レッドカードを提示して、失格させる権限を有する。

2 選手またはチーム・オフィシャルによる次の各号に定める行為は、失格処分の対象となり、レッドカードが提示される。また、レッドカードが提示された違反行為は、その内容により、本協会のガバナンス委員会による審査の対象となることがある。

(1) 認められていない用具の使用

(2) FOPおよびアイソレーション・ゾーンにいる間に、許可なく通信手段を使用すること。

- (3) アイソレーション状態で実施するラウンドで、アイソレーション状態で取得できない情報を、FOPまたはアイソレーション・ゾーンの外にいる者あるいは当該ルートまたはボルダーでのアテンプトを終了している者から収集または提供すること。
- 3 選手またはチーム・オフィシャルによる次の各号に定める行為は、失格処分の対象となり、レッドカードが提示され、かつ本協会のガバナンス委員会での審査の対象とする。
- (1) FOPおよびウォームアップ・エリア内における審判、大会主催者役員、競技会オフィシャルの指示への不服従
- (2) 審判長の指示による競技会期間中の肥満度（BMI）検査の拒否
- (3) 競技中または準備中の他の選手への妨害または干渉
- (4) 第15条の遵守の拒否
- (5) 同一の競技会で第20条に定める警告を2回受けた場合
- 4 アイソレーション状態で実施しないラウンドでは、選手はそのアテンプトの前およびアテンプト中に、競技ゾーンの外にいる他の選手およびチーム・オフィシャルから情報提供を受けることができる。
- 5 チーム・リード競技会またはチーム・ボルダリング競技会で選手が失格処分を受けたときは、当該選手及び当該選手の所属するチームの成績をすべて取消し、次順位者及び次順位チームを繰り上げ、かつチーム順位は算出しないものとする。

(処分の累積)

第22条 複数の種目を含む競技会で、いずれかの種目で失格となった選手は、当該競技会のすべての種目において、順位を与えられないものとする。

2 同一人が、同一年に第20条に定める警告を3回受けた場合の処分は、次の通りとする。

- (1) 当該処分対象者が、既に3回目の警告を受けた種目と同一の種目、またはコンバインドの競技会に参加登録を行っている場合、当該参加登録を取り消す。
- (2) 前号以外の場合、当該処分対象者は3回目の警告を受けた種目と同一の種目、またはコンバインドの競技会への参加登録を認めない。

(その他の者)

第23条 審判長は、本規則に違反したいかなる者であれ、FOPおよびウォームアップ・エリアからの即時の退去を要求し、必要に応じてその要求が充たされるまで競技の進行を中断する権限を有する。

第6章 抗議

(抗議審判団)

第24条 公式競技会には、次の各号に定める競技会オフィシャルで構成された抗議審判団を組織しなければならない。

- (1) テクニカル・デリゲイト
- (2) 審判長

2 審判長が抗議の対象となる決定に関与している場合は、主任審判員がその任を負うものとする。

（抗議に係る手続き）

第25条 公式競技会におけるすべての抗議とそれに対する回答は、日本語で行わねばならない。

2 抗議は、抗議審判団の構成員または主任審判員に申し立てなければならない。ただし、主任審判員は、申し立てられた抗議を抗議審判団に速やかに付託しなければならない。

（安全性に関する抗議）

第26条 本規則にかかわらず、重大な安全上の問題が存在すると信ずるに足る場合には、抗議を行うことができる。この抗議は、所属が異なる3名以上の選手またはチーム・オフィシャルの連署を添えた文書によって申し立てるものとする。

2 抗議審判団は、指摘された問題を是正するための対応を遅滞なく決定し、実施しなければならない。

（抗議の処理）

第27条 抗議審判団は、抗議の申立てを受けた場合、当該抗議について次の各号のいずれかの判断を行わなければならない。

（1）以下のいずれかに当てはまる抗議を「無効」とする。この場合、その旨を記載した抗議申立書を申立人に返却する。

①本規則で定める期間外に申し立てられたもの。

②本規則のいかなる条項にも該当しない事項に関して申し立てられたもの。

（2）以下のすべてに当てはまる抗議を「有効」とする。この場合、抗議審判団は抗議に対する処理を進めるものとする。

①本協会が定める様式または同様の内容を記入した文書で、申立てを行うチーム・オフィシャルまたはチーム・オフィシャルが登録されていない場合は選手の署名があるもの。

②抗議の根拠となる条項および抗議の対象となる問題に影響を受ける選手または選手のカテゴリ等の属性を明記しているもの。

2 審判長は、本規則への違反または競技に関連した何らかの決定（以下、「原裁定」という。）に関する有効な抗議について、公表中の成績表に「抗議判定中」と明記し、競技会場の場内放送を通じて当該成績が抗議判定中であることを公表しなければならない。

3 抗議審判団は、本規則への違反または原裁定に関する有効な抗議について、当該公式競技会の日程への影響を最小限に抑えるために、あらゆる人員と便宜を活用して抗議への対応を決定しなければならない。ただし、その決定にあたっては、公式の判定用および放送用の映像記録以外のものを根拠として採用してはならない。

4 抗議審判団は、抗議への対応として、次の各号のいずれかの決定を行わなければならない。

（1）証拠が不十分、あるいは抗議審判団が全員一致で決定を下すことができない場合、当該抗議については「判定不能」と判断し、原裁定を確定する。

(2) 証拠が十分、かつ抗議審判団が全員一致で決定を下すことができた場合、当該抗議については「受諾」または「却下」と判断し、「受諾」の場合は原裁定を変更し、「却下」の場合は原裁定を確定する。

5 抗議に対する決定の通知は文書で行われ、抗議審判団が申立人に手渡すものとする。

(抗議の結果)

第28条 あらゆる抗議審判団による公式な決定は、最終的なものでありそれ以上の抗議の対象とするとはできないものとする。

第7章 リード

(種目の概要)

第29条 リードは、専用に設計された、少なくとも12メートルの高差を持つ人工壁で実施され、選手はシングルロープを使用した下からの確保で、一連の中間確保支点到にロープをクリップすることで自身の安全を確保しながら登るものであり、ルート長は15メートル以上、ルート幅は審判長が特に認めた場合を除き3m以上でなければならない。

(競技会の構成)

第30条 リード競技会は、次の各号に定めるラウンドで構成されるものとする。

- (1) スターティング・グループごとに2本の異なるルート（“A”および“B”）を使用し、デモンストレーションの後に実施する予選
- (2) 各カテゴリーにつき1本のルートによるデモンストレーションを行わずに実施する準決勝および決勝

2 大会主催者は、当該公式競技会の規模および趣旨等に基づき、当該公式競技会の要項で事前に告知する場合にのみ、第30条第1項に定めるラウンドのうち、最大2ラウンドを省略することができる。

(ルートの設定方法)

第31条 各ルートは次の各号に従って設定されなければならない。

- (1) 墜落によって選手または第三者が負傷する、あるいは他の選手を妨害するおそれが最小限であること。
- (2) 下方へのジャンプがないこと。

2 審判長は、次の各号を認めることができる。

- (1) ロープを1つまたはそれ以上の中間確保支点到に、事前に通しておくこと。
- (2) ルートの出だしでより安全を確保するために、スポッターを配置すること。

3 前項の対策が可能な限り不要であるようにルートは設定されなければならない。

(安全性)

第32条 審判長および主任審判員、チーフ・ルートセッターは、各ラウンドの競技開始に先立ち安全確保の基準を満たしていることを確認するために、各ルートを点検しなければならない。

2 チーフ・ルートセッターは、安全上の理由から中間確保支点について、特定のホールド（以下「セーフティ・ホールド」という。）あるいはそれより手前のホールドからクリップしなければならないと定めることができる。その場合は、当該セーフティ・ホールドおよび該当する中間確保支点到青十字で明示し、ルートのオブザベーション中に注意を与えなければならない。

3 審判長は、クライミングロープを競技会中、随時交換させることができる。

4 選手は、クライミング・ハーネスを着装しなければならない。審判長は、選手のハーネスが安全性に欠けると判断する理由がある場合、選手の競技開始を認めてはならない。

（ビレイ）

第33条 ビレイヤーは、手動式確保器を使用しなければならない。

2 ビレイヤーは、各選手のアテンプトの開始前に次の各号の確認を行わなければならない。

（1）選手のハーネスが正しく着装されていること。

（2）クライミングロープが選手のハーネスに8の字結びおよび止め結びで装着されていること。

（3）ロープがすぐに使用できる状態に整理されていること。

3 ビレイヤーは、アテンプト中の選手に常に注意を払い、クライミングロープに適度なたるみがあることを確認しながら、次の各号を遵守しなければならない。

（1）ロープをむやみにタイトにし過ぎたり、緩めすぎたりすることで選手の動作を妨げることないようにすること。

（2）全ての墜落はダイナミックビレイで安全に停止させること。

（3）選手を地上に安全に降ろすこと。

4 クライミングロープは1名のビレイヤーが地上から操作するが、もう1名の補助を受けることが望ましい。

（スターティング・グループ）

第34条 予選は各カテゴリーにつき1つまたは2つのスターティング・グループで実施する。

2 各カテゴリーのスターティング・グループ数は、参加選手数が80未満の場合は1とし、80以上の場合は1または2とする。

3 スターティング・グループ数を2とする場合、各スターティング・グループのルートは総体的な難度が近似で、似通った性格（側面から見た形状とルートの内容）でなければならない。選手は次の各号の順に各スターティング・グループに可能な限り同数に振り分けなければならない。

（1）直近の日本代表として選出されている選手のうち、世界ランキングを有する選手を次の表に従い振り分ける。

スターティング・グループA	スターティング・グループB
1位	2位
4位	3位
5位	6位

- (2) 直近の日本代表として選出されている選手のうち、前号に当てはまらない選手を無作為に各スターティング・グループに振り分ける。
- (3) 当該競技会の予選会に参加した選手を、第1号の表に従い振り分ける。
- (4) 第1号から第3号に当てはまらないすべての選手を無作為に各スターティング・グループに振り分ける。

(各ラウンドの定員)

第35条 準決勝および決勝の定員は、それぞれ26名と8名とする。

- 2 予選のスターティング・グループ数が2の場合、次のラウンドへの進出者数は各グループに均等に割り当てるものとする。
- 3 各ラウンドへの進出者は、前ラウンドの最上位の選手から充てるものとする。同着の選手があつて定員を超過する場合は全ての同着の選手を次ラウンドに進出させるものとする。

(予選の競技順)

第36条 予選の各スターティング・グループの競技順は、次の各号の順に決定しなければならない。

- (1) ルートAは無作為とする。
- (2) ルートBは、ルートAの競技順を、半数で前後を入れ替えたものとする。すなわち、20名または21名のスターティング・グループの場合、ルートAで11番目に競技を開始する選手はルートBで1番に競技を行う。

(準決勝および決勝の競技順)

第37条 準決勝および決勝の競技順は、前ラウンドの成績の逆順とする。

- 2 前ラウンドで同着の選手の競技順は、前ラウンドの競技順と同一とし、前ラウンドが複数のルートで構成される場合は、無作為とする。

(アイソレーション状態)

第38条 リード競技会の準決勝と決勝は、アイソレーション状態で運営しなければならない。準決勝および決勝に進出した選手は、そのラウンドのスターティング・リストに記載された時刻までに、アイソレーション・ゾーンに出頭しなければならない。その時刻までに出席しなかった、またはアイソレーション・ゾーンにいない選手はそのラウンドに出場できない。

(ルートおよびラウンド間の時間)

第39条 各ルートおよびラウンドの間は、次の各号に定める時間をもって間隔を空けなければならない。

- (1) 最初の予選ルートの選手のアテンプト終了と、2本目の予選ルートのアテンプト開始の間に50分以上
- (2) 競技会の連続する2つのラウンドが同日中に行なわれる場合、最初のラウンドの最後の選手の競技終了と、次のラウンドのアイソレーション・ゾーンの受付終了の間に原則として2時間

(競技順の遵守)

第40条 選手は、当該ラウンドのスターティング・リストに定められた競技順でアテンプトを行なうものとする。選手がその時刻に競技開始できない場合も、一切の日程変更は認められない。

(クリーニング)

第41条 出場選手数が22を上回るラウンドでは、各ルートのホールドはラウンド中、同じ間隔でクリーニングされるものとし、クリーニングの間隔は20名を越えないことが望ましく、22名を越えてはならない。また、クリーニングの予定はスターティング・リストに示すものとする。

(決勝の進行)

第42条 決勝は、ラウンドの開始前に出場選手の紹介をおこなうものとする。

2 いずれの 카테고리 も所要時間が90分を越えないこととする。

(予選のオブザベーション)

第43条 予選におけるオブザベーションは、次の各号のいずれかの方法で行わなければならない。

- (1) ウォームアップ・エリアでの、ルートセッターによるデモンストレーションを記録したビデオ記録の連続再生。当該ビデオ記録は、当該ラウンドの開始予定時刻の60分前までに再生を開始しなければならない。
- (2) 前項のビデオ記録のインターネット上での公開。この場合、ビデオ記録の閲覧方法と公開時間を明記しなければならない。
- (3) ビデオ記録が使用できない場合は、最初の選手のアテンプトの30分前までに、ルートセッターが実演でデモンストレーションをおこなう。

(準決勝および決勝のオブザベーション)

第44条 準決勝および決勝では、それぞれに先だって、選手による6分間の集団オブザベーション時間を設定しなければならない。

- 2 選手は、集団オブザベーション中、ルートの開始地点付近のホールドのみに、地面から離れることなく触れることができる。
- 3 選手は、双眼鏡の使用と手書きによるスケッチと記録が許されるが、それ以外のいかなるオブザベーションや記録のための機器の使用は認められない。
- 4 集団オブザベーションの終了後、選手は競技会オフィシャルの指示により、アイソレーション・ゾーンまたはコール・ゾーンに戻らなければならない。

(アテンプト・ピリオド)

第45条 各ラウンドにおけるアテンプト・ピリオドは、選手がFOPに入ってから当該ルートでのアテンプトの最終準備を行うことが認められる40秒の準備時間と、6分の最大競技時間で構成されるものとする。なお、選手は準備時間の終了後速やかにアテンプトを開始しなければならない。

(アテンプト数の上限)

第46条 選手は、テクニカル・インシデント申告後に追加アテンプトが認められた場合を除き、各ルートで1回のアテンプトが認められる。

第47条 削除

(アテンプトの開始)

第48条 選手のアテンプトは、選手の身体の全てが地面から離れた時に開始したものとする。

2 最大競技時間の計測は、アテンプトの開始と同時に始めるものとする。

3 審判員は、選手がアテンプトを開始した、あるいはアテンプト開始前にポジションを調整したのかという判定に関する裁量権を有する。

(アテンプトの実施)

第49条 選手は、当該アテンプト中にホールドのクリーニングを行ってはならない。

2 選手は、当該アテンプト中、中間確保支点に順番にクリップしなければならない。なお、直近にクリップした中間確保支点については、クリップを外してかけ直すことができる。ただし、選手は"Zクリップ"を、関係するクリップを外してかけ直して修正しなければならず、修正後は全ての中間確保支点にクリップされていなければならない。

(アテンプトの終了)

第50条 選手のアテンプトは、次の各号のいずれかを満たす場合に終了となる。

- (1) 選手が最終の確保支点にクリップしたとき
- (2) 選手が墜落したとき
- (3) アテンプトの中止を主任審判員あるいは審判員が指示したとき

(アテンプトの中止)

第51条 主任審判員あるいは審判員は、選手がアテンプト中に次の各号のいずれかを満たす場合、当該アテンプトの中止を命じなければならない。

- (1) それ以上の進行が危険であると信ずるにたる理由があるとき
- (2) 選手のクライミング・タイムが、最大競技時間を超過したとき
- (3) 選手が、アテンプト開始後に地面に戻ったとき

2 主任審判員あるいは審判員は、選手がアテンプト中に次の各号のいずれかを満たす場合、当該アテンプトの中止を命ずることができる。

- (1) レジティメイト・ポジションにないとき
- (2) テクニカル・インシデントが発生したとき

(ルート図)

第52条 ルート図は、チーフ・ルートセッターが主任審判員と協議した上で、競技会の各ラウンドの開始前に用意しなければならない。ルート図には、当該ルートの各ホールドの評価値を記入するものとし、その評価値は当該ラウンド中、固定するものとする。

2 ルート図は、ラウンド開始までに、もしくは集団オブザベーションが実施される場合はその終了後からラウンド開始前までに、公式掲示板に掲示しなければならない。

3 評価値を記入していないルート図を、コール・ゾーン内に掲示しなければならない。

（成績の判定と記録）

第53条 選手の成績は、各ルートにつき最低1名の本協会が公認する審判員が判定し、その到達高度とクライミング・タイムを記録しなければならない。

2 到達高度とクライミング・タイムの記録を補助するスコアラーおよびクライミング・タイムと最大競技時間の計測を補助するタイムキーパーを、各ルートにつき最低1名ずつ配置することができる。

（到達高度）

第54条 選手の到達高度は、次の各号に従って決定しなければならない。

（1）選手がアテンプト中にレジティメイト・ポジションにあり、最大競技時間内に当該ルートの最終確保支点にクリップした場合は、完登と判定し、到達高度は「TOP」と表記する。

（2）選手がアテンプト中にレジティメイト・ポジションにあり、落下した、あるいはアテンプト中止となった場合は、落下またはアテンプト中止の前にコントロール（保持）またはユーズ（使用）した最高高度のホールドの、ルート図における評価値を到達高度とする。

（3）選手がアテンプト中にレジティメイト・ポジションになかった場合、レジティメイト・ポジションにあるときに選手がコントロール（保持）した最後のホールドのルート図における評価値を到達高度とする。

2 左右どちらかの手で用いたホールドのみが評価の対象とみなされ、ユーズ（使用）したホールドの評価値は同じホールドのコントロール（保持）より上位とする。なお、ユーズ（使用）したホールドの評価値は、当該ホールドの評価値の後ろに「+」を付して表すものとする。

3 未クリップの中間確保支点にクリップ可能であるとチーフ・ルートセッターが判断したルート図における最後のホールドについて、選手が当該ホールドをコントロール（保持）または通過した時は、当該中間確保支点がクリップされない限り、選手のアテンプトの評価は、そこまでで留めるものとする。

（クライミング・タイム）

第55条 クライミング・タイムは、選手のアテンプト開始から終了までの時間をいい、1秒未満を切り捨てて記録しなければならない。

（順位決定方法）

第56条 アテンプトを実施した選手の当該ルートでの順位は、次の各号の順に決定しなければならない。

（1）第54条第1項第1号に従って完登と判定されたすべての選手を1位とする。

(2) 前号以外の選手は、第54条に従って与えられた到達高度の降順とする。

(予選順位)

第57条 予選における各選手の順位は、次の各号に従って決定しなければならない。

- (1) 各スターティング・グループに割り当てられた2本のルートの両方で競技を開始できなかった、あるいは開始にあたって不適格とされた選手は、当該ラウンドではランク外とし、その成績は欠場 (DNS) またはその他の適切な無効成績指標とする。
- (2) 予選で1本以上のルートで競技を開始した選手に、各予選ルートにおける順位と等しい順位ポイントを、各ルートの成績として与える。ただし、2名以上の選手が同着の場合、当該選手の平均順位と等しい順位ポイントを、各ルートの成績として与える。
- (3) 同一のスターティング・グループ内の選手の順位は、次の数式によって算出する予選ポイントの昇順で決定する。

$$QP = \sqrt{P1 \times P2}$$

QP = 予選ポイント：小数点以下4位を四捨五入し、3位までとする

$P1$ = ルートAの順位ポイント

$P2$ = ルートBの順位ポイント

- (4) 公式成績に掲載される順位ポイントおよび予選ポイントは、小数点以下3位を四捨五入し、小数点以下2位まで表示しなければならない。

(準決勝および決勝順位)

第58条 準決勝および決勝における各選手の順位は、次の各号に従って決定しなければならない。

- (1) 各ルートで競技を開始できなかった、あるいは開始にあたって不適格とされた選手は、当該ラウンドではランク外とし、その成績は欠場 (DNS) またはその他の適切な無効成績指標とする。
- (2) 準決勝では、第56条適用後に同着の選手がある場合、当該選手の順位は、予選を複数のスターティング・グループで実施した場合を除き、予選順位へのカウントバックによって決定する。
- (3) 決勝では、第56条適用後に同着の選手がある場合、当該選手の順位は先立つラウンドの順位へのカウントバックによって決定する。ただし、当該カウントバックの実施後、なお1位および2位、3位に同着がある場合、クライミング・タイムがより短い選手を上位とする。

(最終成績)

第59条 競技会の最終成績は、次の各号の順に決定しなければならない。

- (1) 決勝順位を有する選手を、当該決勝順位の昇順に順位付ける。
- (2) 準決勝順位を有する選手を、当該準決勝順位の昇順に順位付ける。
- (3) 予選順位を有する選手を、当該予選順位の昇順に順位付ける。ただし、予選が2つのスターティング・グループで行なわれた場合、当該予選順位は各グループの順位を統合して決定し、両グループの同じ順位を有する選手は同着として扱うものとする。

(判定用公式ビデオ記録)

第60条 テクニカル・インシデントの判定および審判による成績判定への抗議の対応のために、判定用公式ビデオ記録を用いるものとする。なお、審判長の裁量により本協会が公式に配信したビデオ記録を、判定用公式ビデオ記録を補完するものとして用いることができる。

2 判定用公式ビデオ記録には、次の各号に定めるものを最低限記録しなければならない。

- (1) ルート図に記載されたすべてのホールド
- (2) すべての確保支点
- (3) クライミング面に設定されたデマケーション

(テクニカル・インシデントの認定)

第61条 選手またはチーム・オフィシャル、プレイヤー、審判員は、テクニカル・インシデントが発生したと判断するに足り得る理由がある場合、主任審判員にただちに届け出なければならない。主任審判員は、必要に応じてチーフ・ルートセッターと協議し、テクニカル・インシデントの発生の有無を判断しなければならない。

2 主任審判員がテクニカル・インシデントの発生を認定した場合、次の各号のいずれかの対応をとるものとする。

- (1) 当該テクニカル・インシデントの影響を受けた選手が不当に有利にならないために、アテンプトの中止を命ずる、または検討の上でアテンプトの続行を認める。ただし、当該アテンプトを続行した場合は、その後にテクニカル・インシデントが確認された場合であっても追加のアテンプトは認められない。
- (2) 当該テクニカル・インシデントの影響を受けた選手が不当に不利にならないために、レジティメイト・ポジションにない場合はアテンプトの中止を命ずる、またはレジティメイト・ポジションにある場合は当該選手にアテンプトの続行または中止の判断を命ずる。ただし、当該アテンプトを続行した場合は、テクニカル・インシデントの処置は完了したものとみなし、これ以降の当該テクニカル・インシデントに関する抗議は認められない。

(テクニカル・インシデントによる墜落およびアテンプトの中止)

第62条 テクニカル・インシデントの結果として、選手が墜落またはアテンプトを中止した場合、次の各号の対応をとるものとする。

- (1) 当該選手が競技会オフィシャルおよび大会主催者役員以外の何人とも接触することがないように、当該テクニカル・インシデントの確認作業が終わるまでウォームアップ用機器が設置されたランジット・ゾーンに隔離する。
- (2) 審判長は、当該選手の休憩時間と再アテンプト実施のスケジュールを決定する。休憩時間は、テクニカル・インシデントの発生までに当該選手がユーズ（使用）したハンドホールド一つ当たり1分、最大20分とし、再アテンプトのスケジュールはその影響を受けるすべての選手に通知しなければならない。

2 当該選手がラウンド終了時点で1位となる場合、当該ルートでの再アテンプトは認めない。

(テクニカル・インシデント発生後の成績)

第63条 第61条第2項第2号に従ってアテンプトを続行した場合は、当該アテンプトの成績を有効とする。
ただし、第62条に従って再アテンプトを実施した場合、当該選手の成績はその複数のアテンプトの中で最も上位のものを有効とする。

(アテンプト中止に関する抗議)

第64条 選手のアテンプト中止に関する抗議は、次の選手のアテンプト開始までに申し立てなければならない。

- 2 当該抗議の申立人が選手の場合は口頭で申し立てるものとし、申立人がチーム・オフィシャルの場合は文書で申し立てるものとする。
- 3 抗議審判団による裁定が行われるまで、当該抗議の影響を受ける選手に対し第62条第1項第1号と同様の対応を取るものとする。

(成績判定および順位付けに関する抗議)

第65条 選手の成績判定および順位付けに関する抗議は、文書で申し立てるものとする。

- 2 当該抗議のうち、予選または準決勝に関する抗議は当該ラウンドの公式成績の発表から5分以内に、決勝に関するものは当該選手の暫定成績の表示後ただちに申し立てるものとする。ただし、決勝において暫定成績が表示されない場合は、公式成績の発表後ただちに申し立てるものとする。
- 3 抗議審判団は、特定のホールドでの選手の成績判定に関する抗議を受けた場合、原則として当該選手のための成績を再度判定しなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、当該ホールドをコントロール（保持）またはユーズ（使用）したと判定されたすべての選手の成績を再度判定することができる。

第8章 ボルダリング

(種目の概要)

第66条 ボルダリングは、専用に設計された人工壁に設定された短いクライミング・ルート（以下「ボルダー」という。）でおこなわれ、ロープを使用せずに登るものとする。

(競技会の構成)

第67条 ボルダリング競技会は、次の各号に定めるラウンドで構成されるものとする。

- (1) スターティング・グループごとに5ボルダーで実施する予選
- (2) 各カテゴリーにつき4ボルダーで実施する準決勝および決勝
- 2 審判長は、不測の事態が発生した場合、いずれのラウンドにおいても1ボルダーを省略することができる。
- 3 大会主催者は、当該公式競技会の規模および趣旨等に基づき、当該公式競技会の要項で事前に告知する場合にのみ、第67条第1項に定めるラウンドのうち、最大2ラウンドを省略することができる。

(ボルダーの設定方法)

第68条 各ボルダーは次の各号に従って設定されなければならない。

- (1) 墜落によって選手または第三者が負傷する、あるいは他の選手を妨害するおそれが最小限であること。
- (2) 下方へのジャンプがないこと。
- (3) 1ボルダーあたりのハンドホールド数は最大12で、各ラウンドのボルダーあたりのハンドホールド数の平均は4～8とすること。
- (4) 以下のホールドを設定し、テープ等で明示すること。なお、スターティング・ホールドとトップ・ホールドは同じ色のテープ等で明示し、ゾーン・ホールドはそれとは異なる色で明示すること。ただし、いずれについても、クライミング面のデマケーションとは異なる色とし、当該競技会を通じて同様の色の組み合わせを用いるものとする。さらに、これらのホールドに対するテープ等の凡例をアイソレーション・ゾーン内に設置しなければならない。
 - ①スターティング・ホールド：両手、両足について設定する。ただし、クライミング面の何もないところ、あるいはテープ等で囲まれていない部分を含むことはできず、かつ手に対するスターティング・ホールドは、左右の別を指定することはできない。
 - ②ゾーン・ホールド：パフォーマンスの明確な差違によって、選手の順位を分ける際の補助となる位置に設定する。
 - ③トップ・ホールド：当該ボルダーの終了ホールド、またはボルダーの上の立ち上がる場所に設定する。

(安全性)

第69条 各ボルダーの安全確保のために、安全マットを使用しなければならない。

- 2 審判長、主任審判員およびチーフ・ルートセッターは、各ラウンドの競技開始に先立ち安全確保の基準を満たしていることを確認するために、各ボルダーおよび安全マットを点検しなければならない。

(スターティング・グループ)

第70条 予選は各カテゴリーにつき1つまたは2つのスターティング・グループで実施する。

- 2 各カテゴリーのスターティング・グループ数は、参加選手数が40未満の場合は1とし、40以上の場合は1または2とする。
- 3 スターティング・グループ数を2とする場合、各スターティング・グループのボルダーの総体的な難度は近似で、似通った性格（側面から見た形状とルートの内容）でなければならない、選手は次の各号の順に各スターティング・グループに可能な限り同数に振り分けなければならない。
 - (1) 直近の日本代表として選出されている選手のうち、世界ランキングを有する選手を次の表に従い振り分ける。

スターティング・グループA	スターティング・グループB
1位	2位
4位	3位
5位	6位

- (2) 直近の日本代表として選出されている選手のうち、前号に当てはまらない選手を無作為に各スターティング・グループに振り分ける。
- (3) 当該競技会の予選会に参加した選手を、第1号の表に従い振り分ける。
- (4) 第1号から第3号に当てはまらないすべての選手を無作為に各スターティング・グループに振り分ける。

(各ラウンドの定員)

第71条 準決勝および決勝の定員は、それぞれ20名と6名とする。

- 2 予選のスターティング・グループ数が2の場合、次のラウンドへの進出者数は各グループに均等に割り当てるものとする。
- 3 各ラウンドへの進出者は、前ラウンドの最上位の選手から充てるものとする。同着の選手があつて定員を超過する場合は全ての同着の選手を次ラウンドに進出させるものとする。

(予選の競技順)

第72条 予選の各スターティング・グループの競技順は、次の各号の順に決定する。

- (1) 直近の日本代表として選出され、かつ世界ランキングを有する選手について、当該ランキングの昇順とする。
- (2) 直近の日本代表として選出され、かつ世界ランキングを有しない選手について、無作為順とする。
- (3) 当該競技会の予選会に参加した選手について、当該予選会のランキングの昇順とする。
- (4) 第1号から第3号にあてはまらない選手について、無作為順とする。

(準決勝および決勝の競技順)

第73条 準決勝および決勝の競技順は、前ラウンドの成績の逆順とする。

- 2 前ラウンドで同着の選手の競技順は、前ラウンドの競技順と同一とし、前ラウンドが複数のスターティング・グループで構成される場合は、無作為とする。

(アイソレーション状態)

第74条 ボルダリング競技会のすべてのラウンドは、アイソレーション状態で運営しなければならない。

選手は、そのラウンドのスターティング・リストに記載された時刻までに、アイソレーション・ゾーンに出頭しなければならない。その時刻までに出席しなかった、またはアイソレーション・ゾーンにいない選手はそのラウンドに出場できない。

(ラウンド間の時間)

第75条 競技会の連続する2つのラウンドが同日中に行なわれる場合、最初のラウンドの最後の選手の競技終了と、次のラウンドのアイソレーション・クローズの間に原則として2時間の間隔を空けなければならない。

(競技順の遵守)

第76条 選手は、当該ラウンドのスターティング・リストに定められた競技順で各ボルダーでのアテンプトを行なうものとする。選手がその時刻に競技開始できない場合も、一切の日程変更は認められない。

(予選および準決勝の進行)

第77条 予選および準決勝は、一連のアテンプト・ピリオドで構成され、選手は、予選では自分が属するスターティング・グループ、準決勝では所属するカテゴリーに割り当てられたボルダーで、競技順に従ってアテンプトを行うものとする。

- 2 各ボルダーでのアテンプトの間に、アテンプト・ピリオドと等しい休憩時間を設定する。
- 3 最大競技時間の終了時に、アテンプトを実施していた選手は、当該アテンプトを終了し所定のトランジット・ゾーンに入るものとする。トランジット・ゾーンは、当該選手がアテンプトを行っていないボルダーを観察できない位置に設置しなければならない。
- 4 最大競技時間の開始時に、トランジット・ゾーンで休憩していた選手は、次のボルダーでのアテンプトを開始するものとする。また、当該ラウンドのすべてのボルダーでの競技が終了した者はFOPから退去しなければならない。審判長は、選手が準備時間の終了より前に、もしくは最後のボルダーのためのアテンプト・ピリオドの次のアテンプト・ピリオドが終了する前にトランジット・ゾーンから解放されないことを確実にしなければならない。

(決勝の進行)

第78条 決勝は、ラウンドの開始前に出場選手の紹介をおこなわなければならない。

- 2 選手は、各ボルダーのアテンプトを競技順に従って行うものとする。
- 3 選手がアテンプトを終了した場合、当該選手はそのアテンプトの前に使用したトランジット・ゾーンとは別のトランジット・ゾーンに入り、次の選手がアテンプトを開始する。
- 4 すべての選手の当該ボルダーでのアテンプト終了後、全選手は次のボルダーに移るものとする。

(オブザベーション)

第79条 ボルダリング競技におけるオブザベーションは、予選および準決勝では独立したオブザベーション時間は設定せず、決勝のみ各ボルダーにつき2分間の集団オブザベーションを行うものとする。

- 2 オブザベーション中は、選手はテープ等で明示されたスターティング・ホールドのみに触れることができる。
- 3 オブザベーション中は、いかなる記録機器の使用は認められない。
- 4 決勝におけるオブザベーション終了後、選手は競技会オフィシャルの指示の下、アイソレーション・ゾーンまたはトランジット・ゾーンに戻るものとする。
- 5 各ボルダーの写真を、各ボルダーのトランジット・ゾーンに掲示することができる。

(アテンプト・ピリオド)

第80条 予選および準決勝におけるアテンプト・ピリオドは、選手がFOPに入る前にアテンプトの最終準備を行うことが認められる15秒の準備時間と、5分の最大競技時間で構成されるものとする。

なお、準備時間および最大競技時間は短縮もしくは延長されることはないものとする。

2 決勝におけるアテンプト・ピリオドは、4分の最大競技時間のみで構成され、準備時間は設けないものとする。

3 各ラウンドにおいて、準備時間および最大競技時間の残り時間を表示するために、次の各号を満たす計時システムを使用しなければならない。

(1) FOP上およびコール・ゾーン、トランジット・ゾーンにいるすべての選手が残り時間を確認できること。

(2) 準備時間および最大競技時間の残り時間を秒単位（1秒未満切り上げ）で表示すること。

(3) 最大競技時間の残り1分の時点および最大競技時間の開始と終了、準備時間および最大競技時間の終了5秒前からのカウントダウンを伝える音声信号を出すこと。

(アテンプト数の上限)

第81条 選手は、当該ボルダーの最大競技時間内では、アテンプト回数の制限を受けることはないものとする。

(クリーニング)

第82条 選手は随時、ホールドを使用せずに届く範囲であれば、ボルダーのいかなる部分でもクリーニングすることができる。

2 選手は随時、ボルダーのいかなる部分でもクリーニングを要求することができる。

3 クリーニングに用いるブラシおよびその他の用具は、大会主催者が用意したものでなければならない。

(アテンプトの開始)

第83条 選手のアテンプトは、選手の身体の一部が地面から離れた時に開始したものとする。

2 審判員は、選手がアテンプトを開始した、あるいはアテンプト開始前にポジションを調整したのかという判定に関する裁量権を有する。

(スタート)

第84条 選手のスタートは、次の各号に従って判定する。

(1) 選手がスターティング・ホールドに両手、両足を置いて、それ以外の人工ホールドやストラクチャーをコントロール（保持）またはユーズ（使用）することなく安定した体勢をとった場合、そのスタートは適正となる。なお、スタートにあたっては、選手は以下のことを認められる。

① スターティング・ホールドに達するために、クライミング面に触れる、またはクライミング面をコントロール（保持）またはユーズ（使用）すること。

② ブロッカー・ホールドに触れること。

- (2) 選手が両手、両足をスターティング・ホールドに置いて安定した体勢をとることができなかった、あるいは両手、両足をスターティング・ホールドに置いて安定した体勢をとる前に、スターティング・ホールドとしてマーキングされていない人工ホールドまたはストラクチャーをコントロール（保持）またはユーズ（使用）した場合、そのスタートは不適正となる。

（アテンプトの実施）

第85条 選手は、各ボルダーにおいて、スターティング・ホールドからトップ・ホールドにかけてアテンプトを行うものとし、当該ボルダーを部分的に練習することはできない。

（アテンプトの終了）

第86条 選手のアテンプトは、次の各号のいずれかを満たす場合に終了となる。

- (1) 選手が当該ボルダーを完登したとき。
- (2) 選手がアテンプト開始後に墜落、または地面もしくは安全マットに触れたとき。
- (3) 以下の場合に、アテンプトの中止を審判員あるいは競技会オフィシャルが指示したとき。
 - ①アテンプトに失敗した。
 - ②テクニカル・インシデントが発生した。

（完登）

第87条 選手が次の各号のいずれかの状態で体勢を維持し、かつ当該ボルダーの審判員が片手をあげてOKとコールした場合、完登と判定する。

- (1) 両手をトップ・ホールドに揃えていること。
- (2) ボルダーの上に立ち上がっていること。

（アテンプトの失敗）

第88条 選手のアテンプトは、次の各号のいずれかを満たす場合に失敗と判定される。

- (1) 選手のスタートが不適正であったとき。
- (2) 選手がアテンプト開始後に地面もしくは安全マットに触れたとき。
- (3) 最大競技時間が終了したとき。
- (4) 選手が何らかの違反補助手段を用いたとき。

2 選手がアテンプトに失敗した場合、審判員は当該アテンプトを中止させるものとする。

（成績の判定と記録）

第89条 選手の成績は、各ボルダーにつき最低1名の本協会が公認する審判員が判定し、次の各号について記録しなければならない。

- (1) 選手のアテンプト数。
- (2) 選手がゾーン・ホールドをコントロール（保持）したアテンプト。
- (3) 選手が当該ボルダーを完登したアテンプト。

2 選手のアテンプト数は、選手が次の各号のいずれかを行った場合に、その都度加算する。

- (1) アテンプトを開始したとき。
 - (2) アテンプトを開始する前に、スターティング・ホールドおよびブロッカー・ホールド以外の人工ホールドまたはストラクチャーに触れたとき。
 - (3) ティック・マークを追加したとき。
- 3 前項第2号および第3号は、罰則の対象とすることができる。
- 4 アテンプト数の記録を補助するスコアラーを、各ボルダーにつき最低1名ずつ配置することができる。

(順位決定方法)

- 第90条 予選では自分が属するスターティング・グループ、準決勝および決勝では所属するカテゴリーに割り当てられた最初のボルダーで競技を開始できなかった、あるいは開始にあたって不適格とされた選手は、当該ラウンドではランク外とし、その成績は欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標とする。
- 2 予選では自分が属するスターティング・グループ、準決勝および決勝では所属するカテゴリーに割り当てられたボルダーで競技を行った選手の順位は、次の各号に従って決定しなければならない。
- (1) 完登したボルダー数の降順。
 - (2) ゾーン・ホールドを片手でコントロール（保持）した、あるいはゾーン・ホールドをコントロール（保持）することなく完登したボルダー数（以下、「ゾーン・ポイント」という。）の降順。
 - (3) 完登までのアテンプト数の合計の昇順。
 - (4) ゾーン・ポイント獲得までのアテンプト数の合計の昇順。

(準決勝および決勝順位)

- 第91条 準決勝および決勝では、前条適用後に同着の選手がある場合、当該選手の順位は、予選を複数のスターティング・グループで実施した場合を除き、先立つラウンドの順位へのカウントバックによって決定しなければならない。
- 2 決勝あるいは決勝が中止された場合の準決勝では、カウントバックの実施後、なお1位および2位、3位に同着がある場合、当該選手の順位は次の各号に従って決定する。
- (1) 1回目のアテンプトで完登したボルダー数を比較し、その降順とする。なお同着の場合は、アテンプト回数を増やし、各回数で完登したボルダー数を比較する。
 - (2) 前号を適用後、なお同着の場合は、1回目のアテンプトでゾーンを獲得したボルダー数を比較し、その降順とする。なお同着の場合は、アテンプト回数を増やし、各回数でゾーンを獲得したボルダー数を比較する。
- 3 前項を適用後、なお同着の場合は、当該選手の順位は等しいものとする。

(最終成績)

- 第92条 競技会の最終成績は、次の各号の順に決定しなければならない。
- (1) 決勝順位を有する選手を、当該決勝順位の昇順に順位付ける。
 - (2) 準決勝順位を有する選手を、当該準決勝順位の昇順に順位付ける。

- (3) 予選順位を有する選手を、当該予選順位の昇順に順位付ける。ただし、予選が2つのスターティング・グループで行なわれた場合、当該予選順位は各グループの順位を統合して決定し、両グループの同じ順位を有する選手は同着として扱うものとする。

(判定用公式ビデオ記録)

第93条 テクニカル・インシデントの判定および審判による成績判定への抗議の対応のために、判定用公式ビデオ記録を用いるものとする。なお、審判長の裁量により本協会が公式に配信したビデオ記録を、判定用公式ビデオ記録を補完するものとして用いることができる。

2 判定用公式ビデオ記録には、次の各号に定めるものを最低限記録しなければならない。

- (1) 各ボルダーのスターティング・ホールド。
- (2) 各ボルダーのゾーン・ホールド。
- (3) 各ボルダーのトップ・ホールド。
- (4) クライミング面に設定されたデマケーション。

(テクニカル・インシデントの認定)

第94条 選手またはチーム・オフィシャル、審判員は、テクニカル・インシデントが発生したと判断するに足り得る理由がある場合、次のローテーション・ピリオドの開始前に、主任審判員にただちに届け出なければならない。

2 主任審判員は、必要に応じてチーフ・ルートセッターと協議し、テクニカル・インシデントの発生の有無を判断しなければならない。

3 止血のためのアテンプットの中断は、テクニカル・インシデントとはみなさないものとする。

(抗議の申立て)

第95条 選手が当該ボルダーでの追加のアテンプトを行なうことが認められる抗議は、予選または準決勝の場合は次のアテンプト・ピリオドの終了前に、決勝の場合は次の選手がアテンプトを開始する前までに申し立てなければならない。なお、当該抗議の申立人が選手の場合は口頭で申し立てるものとし、申立人がチーム・オフィシャルの場合は文書で申し立てるものとする。

2 選手が当該ボルダーでの追加のアテンプトを行なうことが認められない抗議は、文書で申し立てるものとする。なお、予選または準決勝に関する抗議は当該ラウンドの公式成績の発表から5分以内に、決勝に関するものは当該選手の暫定成績の表示後ただちに申し立てるものとする。ただし、決勝において暫定成績が表示されない場合は、公式成績の発表後ただちに申し立てるものとする。

(テクニカル・インシデント認定後の対応)

第96条 テクニカル・インシデントまたは第95条第1項に該当する抗議が認められた場合、次の各号のいずれかに従って対応するものとする。

- (1) 当該テクニカル・インシデントまたは抗議が、次のアテンプト・ピリオドの開始前に修復または解決できる場合、当該選手は以下のいずれかを選択しなければならない。

- ①当該最大競技時間内でアテンプトを続行する。この場合、当該テクニカル・インシデントまたは抗議は修復または解決したものとする。
 - ②当該最大競技時間内でアテンプトを続行しない。この場合、審判長は影響を受けた選手の適正な休憩時間および他の選手への影響の最小化、競技会全体の日程を考慮し、当該選手のアテンプト再開時刻を決めるものとする。
- (2) 当該テクニカル・インシデントまたは抗議が、次のアテンプト・ピリオドの開始前に修復または解決できない場合、テクニカル・インシデントの場合に限り、問題が修復または解決されるまで、影響を受けた選手およびそのボルダーより前のボルダーにいるすべての選手は、審判長の指示に従いそのラウンドでの競技を中断しなければならない。また、影響を受けた選手が、審判長の指示でアテンプトを再開することをもって問題の修復または解決とする。なお、問題の修復または解決前にFOPを離れた選手は、アテンプトの再開を認められない。
- 2 テクニカル・インシデントの影響を受けた選手または抗議の対象の選手がアテンプトを再開する場合、2分間を最少として、当該問題の発生時の残り時間が与えられる。
- 3 再開アテンプトは、テクニカル・インシデントによる場合は前のアテンプトの継続とみなさなければならない。抗議の結果による場合は前のアテンプトの継続または新たなアテンプトとするものとする。

第9章 スピード

(種目の概要)

第97条 スピードは、「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会スピード種目に関する規定」第4節に定める公認スピードウォールで行われ、選手は自動確保機によって安全を確保し登るものとする。なお、例外的な状況では、審判長は自動確保機の代替として、各レーンの横に配置した2名のビレイヤーによって地上から操作するトップロープを用いることを要求することができる。

(競技会の構成)

第98条 スピード競技会は、次の各号に定めるラウンドで構成されるものとする。

- (1) 選手が2人一組となって、左側が「A」、右側が「B」とされた2つのレーンでレースを行う単一のステージで構成される予選
 - (2) 予選において有効タイムを記録した選手数が4またはそれ以上の場合、2から4のステージで構成される決勝。
- 2 予選の開始前にプラクティス・タイムを設けなければならない。プラクティス・タイムの時間や方法は大会要項で告知しなければならない。

(記録)

第99条 選手の競技会での記録は、次の各号のいずれかとする。

- (1) クライミング・タイム
- (2) Fall
- (3) 不正スタート
- (4) 無効成績指標

2 クライミング・タイムは、1/1000秒の精度で計測し、順位付けのために1/1000秒単位で記録した上で、同着の解消を示すために必要な場合を除き、公式成績に1/100秒単位に切り捨てて表示しなければならない。なお、プラクティス・タイムにおけるレースおよび放棄または中止されたレース、不正スタートが発生したレース以外のレースで、ゴール・パッドを押下し、自動計時システムが停止した場合のみ記録される。

3 Fallは、選手がレースで次の各号を満たす場合に当該選手の記録となる。

- (1) 自動計時システムの停止に失敗した。
- (2) 落下に先立ってコントロール（保持）またはユーズ（使用）した最も高位のホールド以外のホールドで落下を止めた。
- (3) クライミング・ウォールの両脇または上端の縁をユーズ（使用）した。
- (4) スタート後に、身体のいずれかの部分が地面に触れた。

（安全性）

第100条 選手は、クライミング・ハーネスを着装しなければならない。審判長は、選手のハーネスが安全性に欠けると判断する理由がある場合、選手の競技開始を認めてはならない。

2 選手は、エルボーパッドおよびニーパッドを着装することができる。

（各ラウンドの定員）

第101条 決勝の定員は、次の表に従って決定しなければならない。

予選におけるクライミング・タイム保有選手数	決勝定員
4名以上8名未満	4名
8名以上16名未満	8名
16名以上	16名

（予選の競技順）

第102条 予選の競技順は、次の各号の順に決定しなければならない。

- (1) レーンAは無作為とする。
- (2) レーンBは、レーンAの競技順を、半数で前後を入れ替えたものとする。すなわち、20名または21名のスターティング・グループの場合、レーンAで11番目に競技を開始する選手はレーンBで1番に競技を行う。

（決勝の競技順）

第103条 決勝の各ステージの競技順および各レースの選手のレーンへの割り当ては、別表に定めるものとする。

2 予選で同着の選手の、決勝の最初のステージでの競技順は、無作為順とする。

(クリーニング)

第104条 各レーンは、プラクティス・タイムおよび各カテゴリーの予選終了後にクリーニングを行うものとする。

(プラクティス・タイムの進行)

第105条 選手は、プラクティス・タイムにおいて各レーンでそれぞれ1回レースを行うことができる。

2 プラクティス・タイムは、予選と同じ形式で、選手は予選の競技順に従ってレースを行うものとする。ただし、審判長は当該競技会特有の状況を考慮し、プラクティス・タイムの時間や形式を変更することができる。

3 プラクティス・タイムは、不正スタート信号および自動計時システムのデモンストレーションを含むものとする。

4 選手は、プラクティス・タイムにおいて不正スタートを行っても、当該レースを中止しないものとする。

(予選の進行)

第106条 選手は、次の各号に定める場合を除き、各レーンでそれぞれ1回レースを行うことができる。

(1) 不正スタートまたはテクニカル・インシデントの影響による再レース。

(2) 選手がコール・ゾーンへの出頭に応じなかった場合。この場合、関係するレースは当該選手を除いて実施しなければならない。

2 選手は、各レーンでのレースが終了するまで、審判長の指示の下にFOPに留まらなければならない。

3 各レーンでのレースのうち、最初に予定されたレースにおいて不正スタートを行った選手は、2番目のレースを開始する資格を失う。

4 不正スタートが発生した場合、不正スタートを行っていない選手は、当該選手のみで再レースを行うものとし、この再レースは次に予定されているレースの前に実施しなければならない。

(決勝の進行)

第107条 決勝は、複数のレースで構成される一連のステージで実施され、いずれかのステージにおけるレースの勝者は次のステージに進出するものとする。なお、ステージおよびレースの数は、決勝の定員によって決定する。

2 決勝の各レースでは、次の各号に従って勝者を決定するものとする。

(1) 一方の選手が競技を開始できなかった、あるいは開始にあたって不適格とされた場合は、他方の選手を勝者とし、レースは実施しない。

(2) 両方の選手がクライミング・タイムを記録した場合は、より早いクライミング・タイムを記録した選手を勝者とする。

(3) 一方の選手が不正スタートを行った場合は、他方の選手を勝者とする。

- (4) 両方の選手が同じクライミング・タイムを記録した、あるいはクライミング・タイムを記録しなかった場合は、不正スタートが発生した場合を除き、同着を解消するための追加のレースを行う。追加レースの後、なお同着の場合は、予選でより上位の選手を勝者とする。
- (5) 両方の選手が競技を開始しなかった場合は、当該レースでは勝者はなかったものとする。
- 3 1/2ファイナル・ステージ進出者の紹介を、当該ステージの最初のレースの前に実施しなければならない。
- 4 1/2ファイナル・ステージの勝者は、スモール・ファイナルでのレースの終了後、または複数のカテゴリーが並行して競技を行う場合は全てのスモール・ファイナルでのレースの終了後に、1位と2位を分けるためにビッグ・ファイナルでレースを行うものとする。ビッグ・ファイナルで不正スタートが発生した場合は、勝者は一人でレースを行うことができる。
- 5 選手は、審判長の指示の下にFOPに留まらなければならない。

(レース間の時間)

第108条 選手は、第107条第2項第4号に従って実施される追加のレースあるいは第111条に定める不正スタートの場合を除き、各レーンでのレースの間に5分の休憩時間を与えられるものとする。

(レースの開始)

第109条 レースは、スターターによるスタート信号によって開始しなければならない。

- 2 スターターは、本協会が公認する審判員が担当するものとし、競技会オフィシャルは兼務してはならない。
- 3 スターターは、レースの開始時に選手から見えない位置で業務を行わねばならない。
- 4 スタート信号の音源は、全ての選手から等距離で、可能な限り近くに設置しなければならない。

(レースのスタート)

第110条 選手は、各レースで次の各号の手順でスタートしなければならない。

- (1) 係員によってレーンの前に呼び出されてから10秒以内に、スターティング・パッドを自分のスターティング・ポジションに適した位置に置かなければならない。なお、この時間内は、レーンの開始地点付近のホールドのみ触れることができるが、地面から離れてはならない。
 - (2) ウォールの前方2m以内に設置された待機位置に、ウォールに背を向けた状態で立つ。ビレイヤーは、当該選手がハーネスを適切に着用していることを確認し、選手のハーネスにオートビレイシステムまたはトップロープを接続すること。
 - (3) スターターによる「At your marks」の号令で、速やかに片足をスターティング・パッドに置き、両手と片足を任意のスターティング・ホールドに置くものとする。
 - (4) スターターは、すべての選手がスターティング・ポジションで静止したことを確認した後、「Ready」と発し、それに続いてただちに自動計時システムを始動しなければならない。
- 2 スターターによる「At your marks」の号令から「Ready」の発声の前に、スターターがレースを開始できないと判断した場合、あるいは、選手が片手を挙げてスタートする準備ができていない旨を伝えた場合は、スターターはすべての選手に対し待機位置に戻るよう指示しなければならない。

- 3 選手が、前項第1号または第2号に従わない、または他方の選手を妨害する行動をとった場合、スターターはすべての選手に対し待機位置に戻るよう指示しなければならない。なお、審判長は、問題のあった選手に警告を与えることができる。

(不正スタート)

- 第111条 レースで、スターターが「Ready」と発した後に、一方の選手の反応時間が0.100秒未満の場合、当該選手は不正スタートを行ったとし、「F.S.」と記録しなければならない。また、両方の選手の反応時間が0.100秒未満の場合、最も反応時間が短い選手が不正スタートを行ったと記録するものとし、両方の選手の反応時間が同じだった場合、当該レースでの不正スタートは記録せず、再レースを行うものとする。
- 2 不正スタート発生後、自動計時システムによる不正スタート信号に加え、スターターは可能な限り速やかに「Stop」と発しなければならない。
- 3 IFSCまたは本協会が公認する自動計時システムによって記録された反応時間の妥当性に関しては、抗議を申し立てることはできない。

(予選順位)

- 第112条 予選における各選手の順位は、次の各号に従って決定しなければならない。
- (1) 二つのレースの両方で競技を開始できなかった、あるいは開始にあたって不適格とされた選手は、当該ラウンドではランク外とし、その成績は欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標とする。
- (2) 二つのレースのいずれかで不正スタートをした選手は、当該ラウンドで最下位とする。
- (3) 二つのレースの一方または両方でクライミング・タイムを記録できなかった選手は、前号の選手の上位とする。
- (4) 最低でも一つのクライミング・タイムを記録した選手は、保有するクライミング・タイムのうちより短いクライミング・タイム（以下、「ベスト・タイム」と言う）を1/1000秒単位で比較し、その昇順で順位を決定する。2名の選手が同じベスト・タイムを保有する場合は、両選手が二つ目のクライミング・タイム（以下、「セカンド・タイム」と言う）を保有する場合はそれらを比較しその昇順で順位を決定するが、セカンド・タイムを保有する選手が1名の場合は、当該選手をセカンド・タイムを保有しない選手の上位とする。両選手ともにセカンド・タイムを保有しない場合は、当該選手は同着とする。
- (5) 第1号から第4号の適用後、同着があって決勝への定員を超える場合、同着の選手は関連する同着が解消されるまでレーンAで再度レースを行うものとする。ただし、このレースで記録されたクライミング・タイムは、決勝進出者の決定にのみ使用され、他の目的には使用されないものとする。

(決勝順位)

- 第113条 決勝における各選手の順位は、次の各号に従って決定しなければならない。

- (1) 最初に予定されたレースで競技を開始できなかった、あるいは開始にあたって不適格とされた選手は、当該ラウンドではランク外とし、その成績は欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標とする。
- (2) 選手は、最後にレースを行ったステージで順位を決定するものとし、各ステージ内では以下の順に順位を決定するものとする。
 - ①当該ステージでの勝者
 - ②当該ステージでの敗者は、予選順位の昇順とする。

（最終成績）

第114条 競技会の最終成績は、次の各号の順に決定しなければならない。

- (1) 決勝順位を有する選手を、当該決勝順位の昇順に順位付ける。
 - (2) 予選順位を有する選手を、当該予選順位の昇順に順位付ける。
- 2 決勝がいずれかのステージで中止された場合は、競技会は終了したものとみなし、最後に完了したステージで最終順位を算出するものとする。最後に完了したステージのレースの勝者間の順位は、それぞれの予選順位に基づいて決定する。

（判定用公式ビデオ記録）

第115条 テクニカル・インシデントの判定および審判による成績判定への抗議の対応のために、判定用公式ビデオ記録を用いるものとする。なお、審判長の裁量により本協会が公式に配信したビデオ記録を、判定用公式ビデオ記録を補完するものとして用いることができる。

- 2 判定用公式ビデオ記録には、次の各号に定めるものを最低限記録しなければならない。
- (1) 両レーンのスターティング・ポジション
 - (2) 両レーンのゴール・パッド
 - (3) 各レースの開始から終了まで。

（テクニカル・インシデントの認定と対応）

第116条 当該ラウンドに参加する選手またはチーム・オフィシャルは、テクニカル・インシデントが発生したと判断するに足り得る理由がある場合、次のレースの開始までに主任審判員に届け出なければならない。

- 2 自動計時システムの性能に関連するテクニカル・インシデントを主張することは、明白な誤作動または系統誤差に関する場合にのみ可能である。
- 3 審判長は、次の各号を行った上で、テクニカル・インシデントの認定の可否を決定しなければならない。
 - (1) 判定用公式ビデオ記録の確認。
 - (2) 自動計時システムの動作確認。
 - (3) ルートセッターに対する、関連するレーンのゴール・パッドの点検の要求。
- 4 テクニカル・インシデントが解決され、当該テクニカル・インシデントが単一のレースに影響したとみなされた場合、直接的に影響を受けた選手は再レースを行うものとする。

- 5 テクニカル・インシデントが解決されず、関連するステージのすべての選手に影響したとみなされた場合、審判長は当該テクニカル・インシデントの影響を受けたステージおよびそれ以降のステージを中止する、または当該ステージを放棄し、再度そのステージを実施しなければならない。

（レースに関する抗議）

第117条 選手のレースまたは決勝におけるレースの記録に関する抗議は、次のレースの開始までに申し立てなければならない。

- 2 当該抗議は口頭で申し立てるものとし、その対応が終わるまでは次のレースは開始しないものとする。

（記録および順位に関する抗議）

第118条 選手の記録および順位に関する抗議は、文書で申し立てるものとする。

- 2 当該抗議のうち、予選に関する抗議は当該ラウンドの公式成績の発表から5分以内に、決勝に関するものは関連する記録または順位の公表時に申し立てるものとする。

第10章 チーム・リード

（種目の概要）

第119条 チーム・リードは、第29条に定めるリードを、2名の選手で構成されるチーム単位で実施するものとする。

（競技会の構成）

第120条 チーム・リード競技会は、次の各号に定めるラウンドで構成されるものとする。

- （1）各カテゴリーにつき2本のルート（“A”および“B”）を使用し、デモンストレーションの後に実施する予選

実施形式は次のいずれかとし、参加チーム数に応じてカテゴリー毎に決定することができる。

- ①各チームの各選手がそれぞれ、2本のルート（“A”および“B”）のいずれかのルート1本を登る。
②各チームの全選手が2本のルート（“A”および“B”）の両方を登る。

- （2）各カテゴリーにつき2本のルート（“A”および“B”）によるデモンストレーションを行わずに実施する決勝

（ルートの設定方法）

第121条 チーム・リードにおける各ルートの設定にあたっては、第31条を適用する。ただし、各ラウンドで使用するルートは、当該ラウンド内では、総体的な難度が近似で、似通った性格（側面から見た形状とルートの内容）でなければならない。

（安全性）

第122条 チーム・リードにおける安全性については、第32条を適用する。

(ビレイ)

第123条 チーム・リードにおけるビレイについては、第33条を適用する。

(決勝の定員)

第124条 決勝の定員は、8チームとする。

- 2 決勝への進出者は、予選の最上位のチームから充てるものとする。同着のチームがあつて定員を超過する場合は全ての同着のチームを決勝に進出させるものとする。

(予選の競技順)

第125条 予選の競技順は、次の各号に従って決定しなければならない。

- (1) 各チームの選手が、それぞれ2本のルート(“A”および“B”)のいずれかのルート1本を登る場合

- ①ルートAは、別の定める抽選による。
- ②ルートBは、ルートAの競技順を、半数で前後を入れ替えたものとする。すなわち、20チームまたは21チームでの予選の場合、ルートAで11番目に競技を開始する選手はルートBで1番に競技を行う。

- (2) 各チームの全選手が2本のルート(“A”および“B”)の両方を登る場合

- ①ルートAを先に登る選手のルートAでの競技順は、別に定める抽選による。
- ②ルートBを先に登る選手のルートBでの競技順は、①で決定したルートAの競技順を、半数で前後を入れ替えたものとする。すなわち、20チームまたは21チームでの予選の場合、ルートAで11番目に競技を開始する選手はルートBで1番に競技を行う。
- ③ルートAを先に登る選手は、ルートBを先に登る選手のルートBでの競技終了後、ルートBをルートAと同じ順で登る。
- ④ルートBを先に登る選手は、ルートAを先に登る選手のルートAでの競技終了後、ルートAをルートBと同じ順で登る。

(決勝の競技順)

第126条 決勝の競技順は、予選成績の逆順とする。

- 2 予選で同着のチームの競技順は、無作為とする。

(アイソレーション状態)

第127条 チーム・リード競技会の決勝は、アイソレーション状態で運営しなければならない。ただし、同一チームの選手同士および、FOPまで同行しかつ指定された場所の監督から指示を受けることができる。

- 2 決勝に進出したチームは、そのラウンドのスターティング・リストに記載された時刻までに、アイソレーション・ゾーンに出頭しなければならない。その時刻までに出席しなかった、またはアイソレーション・ゾーンにいないチームはそのラウンドに出場できない。

（ルートおよびラウンド間の時間）

第128条 チーム・リードにおけるルートおよびラウンド間の時間については、第39条を適用する。

（競技順の遵守）

第129条 選手およびチームは、当該ラウンドのスターティング・リストに定められた競技順でアテンプトを行なうものとする。選手およびチームがその時刻に競技開始できない場合も、一切の日程変更は認められない。

（クリーニング）

第130条 アテンプトを行う選手数が22を上回るルートでは、当該ルートのホールドはラウンド中、同じ間隔でクリーニングされるものとし、クリーニングの間隔は20名を越えないことが望ましく、22名を越えてはならない。また、クリーニングの予定はスターティング・リストに示すものとする。

（予選の進行）

第131条 予選は、各チームの選手がそれぞれに割り当てられたルートで、当該ルートの競技順に従ってアテンプトを行うものとする。

（決勝の進行）

第132条 決勝は、各チームの選手が同時にそれぞれに割り当てられたルートで、当該ラウンドの競技順に従ってアテンプトを行うものとする。

2 決勝では、ラウンドの開始前に出場チームの紹介を行うものとする。

（予選のオブザベーション）

第133条 チーム・リードにおける予選のオブザベーションについては、第43条を適用する。

（決勝のオブザベーション）

第134条 決勝では、その開始に先立ち出場チームの選手および監督による6分間の集団オブザベーション時間を設定しなければならない。

2 選手および監督は、集団オブザベーション中、ルートの開始地点付近のホールドのみに、地面から離れることなく触れることができる。

3 選手および監督は、双眼鏡の使用と手書きによるスケッチと記録が許されるが、それ以外のいかなるオブザベーションや記録のための機器の使用は認められない。

4 集団オブザベーションの終了後、選手および監督は競技会オフィシャルの指示により、アイソレーション・ゾーンまたはコール・ゾーンに戻らなければならない。

（アテンプト・ピリオド）

第135条 チーム・リードにおけるアテンプト・ピリオドについては、第45条を適用する。

(アテンプト数の上限)

第136条 チーム・リードにおけるアテンプト数の上限については、第46条を適用する。

第137条 削除

(アテンプトの開始)

第138条 チーム・リードにおけるアテンプトの開始については、第48条を適用する。

(アテンプトの実施)

第139条 チーム・リードにおけるアテンプトの実施については、第49条を適用する。

(アテンプトの終了)

第140条 チーム・リードにおけるアテンプトの終了については、第50条を適用する。

(アテンプトの中止)

第141条 チーム・リードにおけるアテンプトの中止については、第51条を適用する。

(ルート図)

第142条 チーム・リードにおけるルート図については、第52条を適用する。

(成績の判定と記録)

第143条 チーム・リードにおける成績の判定と記録については、第53条を適用する。

(到達高度)

第144条 チーム・リードにおける到達高度については、第54条を適用する。

(クライミング・タイム)

第145条 チーム・リードにおけるクライミング・タイムについては、第55条を適用する。

(個人順位)

第146条 選手の当該ルートでの順位は、次の各号に従って決定しなければならない。

- (1) 各ルートで競技を開始できなかった、あるいは開始にあたって不適格とされた選手は、当該ラウンドではランク外とし、その成績は欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標とする。
- (2) 第54条第1項第1号に従って完登と判定されたすべての選手を1位とする。
- (3) 前号以外の選手は、第54条に従って与えられた到達高度の降順とする。

- 2 予選で各チームの全選手が2本のルート（“A”および“B”）の両方を登る場合の順位は、第57条を適用し決定しなければならない。

（チーム順位）

第147条 チームの順位は、次の各号に従って決定しなければならない。

- （1）各選手に、各予選ルートにおける順位と等しい値を、各ルートの個人順位ポイントとして与える。
ただし、各チームの全選手が2本のルート（“A”および“B”）の両方を登る場合は、第146条第2項に従って決定した順位と等しい値を、個人順位ポイントとして与える。いずれの場合も、2名以上の選手が同着の場合、当該選手の平均順位と等しい順位ポイントを成績として与える。
- （2）チーム順位は、次の数式によって算出するチーム順位ポイントの昇順で決定する。

$$TP = \sqrt{P1 \times P2}$$

TP = チーム順位ポイント：小数点以下4位を四捨五入し、3位までとする

P1 = 枝番号1の選手の個人順位ポイント

P2 = 枝番号2の選手の個人順位ポイント

- （3）公式成績に掲載される個人順位ポイントおよびチーム順位ポイントは、小数点以下3位を四捨五入し、小数点以下2位まで表示する。
- 2 前項第2号適用後に同着のチームがある場合、より上位の個人順位ポイントを有するチームを上位とする。
- 3 決勝では、前項適用後になお同着のチームがある場合、当該チームの順位は予選のチーム順位へのカウントバックによって決定する。ただし、当該カウントバックの実施後、なお同順位のチームがある場合は、各チームの決勝におけるクライミング・タイムの合計がより短いチームを上位とする。
- 4 前項を適用後、なお同着の場合は、当該チームの順位は等しいものとする。
- 5 同一のチームに属する選手のうち、1名以上の選手の個人成績が欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標の場合、当該チームの順位は次の各号に従って決定しなければならない。
- （1）当該ラウンドで競技を行った最下位のチームよりも下位とする。ただし、同一のチームに属するすべての選手の個人成績が欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標であるチームよりも上位とする。
- （2）前号適用後に同着のチームがある場合、当該チームの順位はより上位の個人順位を有するチームを上位とする。
- （3）前号適用後、なお同着の場合は、当該チームの順位は等しいものとする。

（最終成績）

第148条 競技会の最終成績は、次の各号の順に決定しなければならない。

- （1）決勝順位を有するチームを、当該決勝順位の昇順に順位付ける。
- （2）予選順位を有するチームを、当該予選順位の昇順に順位付ける。

（判定用公式ビデオ記録）

第149条 チーム・リードにおける判定用公式ビデオ記録については、第60条を適用する。

(テクニカル・インシデントの認定)

第150条 チーム・リードにおけるテクニカル・インシデントの認定については、第61条を適用する。

(テクニカル・インシデントによる墜落およびアテンプトの中止)

第151条 チーム・リードにおけるテクニカル・インシデントによる墜落およびアテンプトの中止については、第62条を適用する。

(テクニカル・インシデント発生後の成績)

第152条 チーム・リードにおけるテクニカル・インシデント発生後の成績については、第63条を適用する。

(アテンプト中止に関する抗議)

第153条 チーム・リードにおけるアテンプト中止に関する抗議については、第64条を適用する。

(成績判定および順位付けに関する抗議)

第154条 選手の成績判定および、選手とチームの順位付けに関する抗議は、文書で申し立てるものとする。

- 2 当該抗議のうち、予選に関する抗議は当該ラウンドの公式成績の発表から5分以内に、決勝に関するものは当該選手の暫定成績の表示後ただちに申し立てるものとする。ただし、決勝において暫定成績が表示されない場合は、公式成績の発表後ただちに申し立てるものとする。
- 3 抗議審判団は、特定のホールドでの選手の成績判定に関する抗議を受けた場合、原則として当該選手のみを成績を再度判定しなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、当該ホールドをコントロール（保持）またはユーズ（使用）したと判定されたすべての選手の成績を再度判定することができる。

第11章 チーム・ボルダリング

(種目の概要)

第155条 チーム・ボルダリングは、第66条に定めるボルダリングを、2名の選手で構成するチーム単位で実施するものとする。

(競技会の構成)

第156条 チーム・ボルダリング競技会は、各カテゴリーにつき4ボルダーで実施する予選および決勝の2つのラウンドで実施するものとする。

- 2 審判長は、不測の事態が発生した場合、いずれのラウンドにおいても1ボルダーを省略することができる。

（ボルダーの設定方法）

第157条 チーム・ボルダリングにおける各ボルダーの設定にあたっては、第68条を適用する。

（安全性）

第158条 チーム・ボルダリングにおける安全性については、第59条を適用する。

（決勝の定員）

第159条 決勝の定員は、8チームとする。

- 2 決勝への進出者は、予選の最上位のチームから充てるものとする。同着のチームがあつて定員を超過する場合は全ての同着のチームを決勝に進出させるものとする。

（予選の競技順）

第160条 予選の競技順は、別に定める抽選によって決定しなければならない。

（決勝の競技順）

第161条 決勝の競技順は、予選成績の逆順とする。

- 2 予選で同着のチームの競技順は、無作為とする。

（アイソレーション状態）

第162条 チーム・ボルダリング競技会のすべてのラウンドは、アイソレーション状態で運営しなければならない。ただし、同一チームの選手同士および、FOPまで同行しかつ指定された場所の監督から指示を受けることができる。

- 2 チームは、そのラウンドのスターティング・リストに記載された時刻までに、アイソレーション・ゾーンに出頭しなければならない。その時刻までに出席しなかった、またはアイソレーション・ゾーンにいないチームはそのラウンドに出場できない。

（ラウンド間の時間）

第163条 チーム・ボルダリングにおけるラウンド間の時間については、第75条を適用する。

（競技順の遵守）

第164条 チームは、当該ラウンドのスターティング・リストに定められた競技順でアテンプトを行なうものとする。選手およびチームがその時刻に競技開始できない場合も、一切の日程変更は認められない。

（予選の進行）

第165条 予選は、一連のアテンプト・ピリオドで構成され、チームは、最大競技時間内に、2基のクライミング・ウォールごとに、各クライミング・ウォールに2つずつ設定されたボルダーで競技を行うものとする。

- 2 各ボルダーでのアテンプトの間に、アテンプト・ピリオドと等しい休憩時間を設定する。
- 3 最大競技時間の終了時に、アテンプトを実施していたチームは、当該アテンプトを終了し所定のトランジット・ゾーンに入るものとする。トランジット・ゾーンは、当該チームがアテンプトを行っていないボルダーを観察できない位置に設置しなければならない。
- 4 最大競技時間の開始時に、トランジット・ゾーンで休憩していたチームは、次のクライミング・ウォールに設置されたボルダーでのアテンプトを開始するものとする。また、当該ラウンドのすべてのボルダーでの競技が終了したチームはFOPから退去しなければならない。審判長は、チームが準備時間の終了より前に、もしくは最後のクライミング・ウォールに設置されたボルダーのためのアテンプト・ピリオドの次のアテンプト・ピリオドが終了する前にトランジット・ゾーンから解放されないことを確実にしなければならない。
- 5 監督は、チームのアテンプトが終了するまでトランジット・ゾーンに入ることはできない。

(決勝の進行)

第166条 決勝は、ラウンドの開始前に出場チームの紹介を行うものとする。

- 2 チームは、各ボルダーのアテンプトを競技順に従って行うものとする。
- 3 チームがアテンプトを終了した場合、当該チームはそのアテンプトの前に使用したトランジット・ゾーンとは別のトランジット・ゾーンに入り、次のチームがアテンプトを開始する。
- 4 すべてのチームの当該ボルダーでのアテンプト終了後、全チームは次のボルダーに移るものとする。

(オブザベーション)

第167条 チーム・ボルダリング競技におけるオブザベーションは、各ボルダーにつき2分間の集団オブザベーションを行うものとする。なお、複数のボルダーの集団オブザベーションを同時に行う場合は、1ボルダーあたりの集団オブザベーション時間に、対象となるボルダーの数を乗じた時間でオブザベーションを行うことができる。

- 2 オブザベーション中は、選手はテープ等で明示されたスターティング・ホールドのみに触れることができる。
- 3 オブザベーション中は、いかなる記録機器の使用は認められない。
- 4 オブザベーション終了後、チームは競技会オフィシャルの指示の下、アイソレーション・ゾーンまたはトランジット・ゾーンに戻るものとする。
- 5 各ボルダーの写真を、各ボルダーのトランジット・ゾーンに掲示することができる。

(アテンプト・ピリオド)

第168条 チーム・ボルダリングにおけるアテンプト・ピリオドについては、第80条を適用する。ただし、最大競技時間は、予選、決勝ともに5分とする。

（アテンプト数の上限）

第169条 チーム・ボルダリングにおけるアテンプト数の上限については、第81条を適用する。

（クリーニング）

第170条 チーム・ボルダリングにおけるクリーニングについては、第82条を適用する。

（アテンプトの開始）

第171条 チーム・ボルダリングにおけるアテンプトの開始については、第83条を適用する。

（スタート）

第172条 チーム・ボルダリングにおけるスタートについては、第84条を適用する。

（アテンプトの実施）

第173条 チーム・ボルダリングにおけるアテンプトの実施については、第85条を適用する。

（アテンプトの終了）

第174条 チーム・ボルダリングにおけるアテンプトの終了については、第86条を適用する。

（完登）

第175条 チーム・ボルダリングにおける完登については、第87条を適用する。

（アテンプトの失敗）

第176条 チーム・ボルダリングにおけるアテンプトの失敗については、第88条を適用する。

（成績の判定と記録）

第177条 チーム・ボルダリングにおける成績の判定と記録については、第89条を適用する。

（個人順位）

第178条 各ラウンドにおける選手個人の順位は、第90条を適用する。ただし、最初のローテーション・ピリオドで競技を開始できなかった、あるいは開始にあたって不適格とされた選手は、当該ラウンドではランク外とし、その成績は欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標とする。

2 決勝では、前項適用後に同着の選手がある場合、当該選手の順位は予選順位へのカウントバックによって決定する。

3 前項を適用後、なお同着の場合は、当該選手の順位は等しいものとする。

（チーム順位）

第179条 チームの順位は、次の各号に従って決定しなければならない。

- (1) 当該チームに属する各選手の完登したボルダー数の合計の降順。
 - (2) 当該チームに属する各選手のゾーン・ポイント獲得数の合計の降順。
 - (3) 当該チームに属する各選手が完登したボルダーでの、完登までのアテンプト数の合計の昇順。
 - (4) 当該チームに属する各選手がゾーン・ポイントを獲得したボルダーでの、ゾーン・ポイント獲得までのアテンプト数の合計の昇順。
- 2 前項適用後に同着のチームがある場合、当該チームの順位は、より上位の個人順位を有するチームを上位とする。
 - 3 決勝では、前項適用後になお同着のチームがある場合、当該チームの順位は予選のチーム順位へのカウントバックによって決定する。
 - 4 前項を適用後、なお同着の場合は、当該選手の順位は等しいものとする。
 - 5 同一のチームに属する選手のうち、1名以上の選手の個人成績が欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標の場合、当該チームの順位は次の各号に従って決定しなければならない。
 - (1) 当該ラウンドで競技を行った最下位のチームよりも下位とする。ただし、同一のチームに属するすべての選手の個人成績が欠場（DNS）またはその他の適切な無効成績指標であるチームよりも上位とする。
 - (2) 前号適用後に同着のチームがある場合、当該チームの順位はより上位の個人順位を有するチームを上位とする。
 - (3) 前号適用後、なお同着の場合は、当該チームの順位は等しいものとする。

（最終成績）

第180条 競技会の最終成績は、次の各号の順に決定しなければならない。

- (1) 決勝順位を有するチームを、当該決勝順位の昇順に順位付ける。
- (2) 予選順位を有するチームを、当該予選順位の昇順に順位付ける。

（判定用公式ビデオ記録）

第181条 チーム・ボルダリングにおける判定用公式ビデオ記録については、第93条を適用する。

（テクニカル・インシデントの認定）

第182条 チーム・ボルダリングにおけるテクニカル・インシデントの認定については、第94条を適用する。

（抗議の申立て）

- 第183条 チームが当該ボルダーでの追加のアテンプトを行なうことが認められる抗議は、予選の場合は次のアテンプト・ピリオドの終了前に、決勝の場合は次のチームがアテンプトを開始する前までに申し立てなければならない。なお、当該抗議は口頭で申し立てるものとする。
- 2 チームが当該ボルダーでの追加のアテンプトを行なうことが認められない抗議は、文書で申し立てるものとする。なお、予選に関する抗議は当該ラウンドの公式成績の発表から5分以内に、決勝に関

するものは当該チームの暫定成績の表示後ただちに申し立てるものとする。ただし、決勝において暫定成績が表示されない場合は、公式成績の発表後ただちに申し立てるものとする。

(テクニカル・インシデント認定後の対応)

第184条 テクニカル・インシデントまたは第183条第1項に該当する抗議が認められた場合、次の各号のいずれかに従って対応するものとする。

(1) 当該テクニカル・インシデントまたは抗議が、次のアテンプト・ピリオドの開始前に修復または解決できる場合、当該チームは以下のいずれかを選択しなければならない。

①当該最大競技時間内でアテンプトを続行する。この場合、当該テクニカル・インシデントまたは抗議は修復または解決したものとする。

②当該最大競技時間内でアテンプトを続行しない。この場合、審判長は影響を受けたチームの適正な休憩時間および他のチームへの影響の最小化、競技会全体の日程を考慮し、当該チームのアテンプト再開時刻を決めるものとする。

(2) 当該テクニカル・インシデントまたは抗議が、次のアテンプト・ピリオドの開始前に修復または解決できない場合、テクニカル・インシデントの場合に限り、問題が修復または解決されるまで、影響を受けたチームおよびそのボルダーより前のボルダーにいるすべてのチームは、審判長の指示に従いそのラウンドでの競技を中断しなければならない。また、影響を受けたチームが、審判長の指示でアテンプトを再開することをもって問題の修復または解決とする。なお、問題の修復または解決前にFOPを離れたチームは、アテンプトの再開を認められない。

2 一方の選手のアテンプト中にテクニカル・インシデントが発生し、かつ他方の選手がアテンプト中の場合、テクニカル・インシデントが発生していないボルダーでアテンプトを行っている選手は、当該アテンプトを実施することができる。

3 テクニカル・インシデントの影響を受けたチームまたは抗議の対象のチームがアテンプトを再開する場合、2分間を最少として、当該問題の発生時の残り時間が与えられる。

4 再開アテンプトは、テクニカル・インシデントによる場合は前のアテンプトの継続とみなさなければならない。抗議の結果による場合は前のアテンプトの継続または新たなアテンプトとするものとする。

第12章 雑則

(改廃)

第185条 本規則の改廃は、常務理事会の決議により行う。

付則

本規則は、令和3年（2021年）1月21日から施行する。

令和3年（2021年）3月11日 一部改定

国民体育大会リード競技規定（平成20年4月1日施行）および国民体育大会ボルダリング競技規定（平成20年4月1日施行）を廃止し、本規則第119条から第184条までを施行する。

令和3年（2021年）4月8日 一部改定

令和3年（2021年）5月13日 一部改定

令和3年（2021年）6月3日 一部改定

令和3年（2021年）10月15日 一部改定

令和4年（2022年）3月10日 一部改定

令和4年（2022年）4月14日 一部改定

公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会
 スポーツクライミング競技規則 別表

決勝定員：16名

1/8ステージ			1/4ステージ			1/2ステージ			ファイナル・ステージ		
1	A	予選1位	9	A	レース1勝者	13	A	レース9勝者	15	A	レース13敗者
	B	予選16位		B	レース2勝者		B	レース10勝者		B	レース14敗者
2	A	予選8位	10	A	レース3勝者	14	A	レース11勝者	16	A	レース13勝者
	B	予選9位		B	レース4勝者		B	レース12勝者		B	レース14勝者
3	A	予選4位	11	A	レース5勝者						
	B	予選13位		B	レース6勝者						
4	A	予選5位	12	A	レース7勝者						
	B	予選12位		B	レース8勝者						
5	A	予選2位									
	B	予選15位									
6	A	予選7位									
	B	予選10位									
7	A	予選3位									
	B	予選14位									
8	A	予選6位									
	B	予選11位									

決勝定員：8名

1/4ステージ			1/2ステージ			ファイナル・ステージ		
1	A	予選1位	5	A	レース1勝者	7	A	レース5敗者
	B	予選8位		B	レース2勝者		B	レース6敗者
2	A	予選4位	6	A	レース3勝者	8	A	レース5勝者
	B	予選5位		B	レース4勝者		B	レース6勝者
3	A	予選2位						
	B	予選7位						
4	A	予選3位						
	B	予選6位						

決勝定員：4名

1/2ステージ			ファイナル・ステージ		
1	A	予選1位	3	A	レース1敗者
	B	予選4位		B	レース2敗者
2	A	予選2位	4	A	レース1勝者
	B	予選3位		B	レース2勝者